参考資料

〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋) [平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号]	〇介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(抜粋) [平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号]
目次	目次
第一章 総則(第一条一第三条) 第二章 訪問介護	第一章 終則(第一条一第四条) 第二章 訪問介護
<中略> 第四節 運営に関する基準(第八条一第三十九条)	く中略 海内の 海洋の 海洋の 半端の十二条)
《中略》 《中略》 第三章 訪問入浴小錢	第二章 訪問入浴小廳
<中略)(第四十八条一第二十四条)(第四十八条一第二十四条)(第四十八条一第二十四条)(第四十八条)(第二十四条)(第二十二(第二十二	く中の名(米田田一条一第五十二条一第五十二条) 東海の部 調査の 調査 (第五十二条一第五十九条)
小藤本方針(第一個に関する 第二関する。	小護 本方針(第九十九条) 員の基準(第百条・第百一条) 備の基準(第百二条)
第四節 連営に関する基準(第九十六条一第百五条) 第五節 指定療養通所小護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣目及び基本方針(第百五条の二・第百五条の三) 第二款 人員に関する基準(第百五条の四・第百五条の三) 第三款 設備に関する基準(第百五条の内・第百五条の) 第四款 選挙に関する基準(第百五条の八・第百五条の七) 第四款 基準務当居第する基準(第百五条の八十第五条の十九)	第四節 運営の基準(第百三条一第百十三条) 第五節 指定機養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営の基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百十四条・第百十五条) 第二款 人員の基準(第百十六条・第百十七条) 第三款 設備の基準(第百十六条・第百十九条) 第四款 護営の基準(第百十十条・第百十九条)
<2000日)	名
三線 神一場	三年
(趣旨) 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	(趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項 第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス の事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居 宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。
<電子>	< 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 ■ 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。 ■ 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。 ■ 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいる。 	- 利用料 法第四十一条第一項の居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 プランクの 四日宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額(その額が現に当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいっ。 	 ■ 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。 ■ 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいる。
/。 ★ 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。	° C

業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべり、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい 当該事業とにより が が で除するご **十**かい。 中部 調

定居宅サービスの事業の一般原則 燛

常に利用者の立場に立ったサ **二条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重。 スの提供に努めなければならない。

をび 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付き、視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及、祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 と重領

第二章

く中配と

運営に関する基準

第四節

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

組織を使用する方法のう 電子情報処理

E用に係る ゴスられたフ (族の使用) (機に備え) ちイ又はロに掲げるもの 子計算機と利用申込者又はその家1 し、受信者の使用に係る電子計算1 指定訪問介護事業者の使用に係る電 接続する電気通信回線を通じて送信 る方法 とを接続記録する

■ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する 重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 (電磁的方法による 提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方 気ディスク、シーとができる物をも 極り 二花油

による文書を作成 又はその家族がファイルへの記録を出力すること 前項に掲げる方法は、利用申込者又はそことができるものでなければならない。 Ń ო

利用申 る電子計算機と、 処理組織をいう。 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係 又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報/ 込者)

において常勤の従業者が勤務すべ 業者の員数に換算する方法をい 当該事業所にお を常勤の従業者 当該事業所の従業者の勤務延時間数を ことにより、当該事業所の従業者の員数 ■ 常勤換算方法 時間数で除する、 四きろ

定居宅サービスの事業の一般原則) 恶

常に利用者の立場に立ったサ 利用者の意思及び人格を尊重し 第三条 指定居宅サービス事業者は、 ビスの提供に努めなければならない。

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きさ Iし、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との Bに努めなければならない。 重視 [連携() o ₩

(指定居宅サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の診療所をいう。以下同じ。)者しくは薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所リハビリテーション者しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあっては、この限りでない。

訪問介護 第二章

運営の基準 第四節

(内容及び手続の説明及び同意)

日申込者又はその家 旨のサービスの選択 こついて利用申込者 第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその3 族に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選打 に貸すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込 の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による、書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文章に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であったに掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

又はその家族の使 る電子計算機に備 電子情報処理組織を使用する方法のうちイスはロに掲げるもの 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又 を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る6

用に係る電子計算 えられたファイル

とを接続する 記録する方法

機に

771

子計算権 $\vec{\prec}$

1

■ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

トおく ク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録し って調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法 な気ディスク、 る物をもって 一級を

による文書を作成 利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力すること 「頃に掲げる方法は、利用申込者又はそ とができるものでなければならない。 前項に すること すること

利用申 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

とするときは、 類及び内容を示 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提りあらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの 1 1

ファイルへの記録の方式

■ 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない (提供拒否の禁止) L条 指定訪問介護事業者は、

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 第十一条

指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載 いているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならな されている N

に係る援助) (要介護認定の申請)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならな

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならな

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者 が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚 生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利 用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握 努めなければならない

(居宅介護支援事業者等との連携)

居宅介護支援事業者その他保 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支授 - ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 健医療サー 十四条

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

あらかに、大書、大、大書 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、こめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

Ñ 二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用す \mathbf{H}

ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から习書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった。さは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。たれし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない 第十条 指定訪問介護事業者は、

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険[・] 証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

当該認定審査 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、 会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならな

4 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならなている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならな

心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めな ければならない。

居宅介護支援事業者· (居宅介護支援事業者等との連携) 第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支指健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適 指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービ は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

18十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。) 第六十四条各号のいずれにも該当しないこさは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する言を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領ナービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 第十五条 かずかき

(居宅サービス計画)

ナービス計画に沿ったサービスの提供) 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号へ及びニに規定する計 以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければなら を含む。 第十六条 国ないい。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

当該利用者に係 **十七条** 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、 居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な接助を行わなければならない。

く中配と

(サービスの提供の記録)

「**十九条**指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内は、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護でビスサの額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に 記載しなければならない 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録 こともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利 するとともに、利用者からの申出があ[、] 用者に対して提供しなければならない。 N

(保険給付の請求のための証明書の交付)

二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサース提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 払ビ

<中属>

(利用者に関する市町村への通知)

二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

要介護状態の程度を増 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、 なせたと認められると ı 浬

tU 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたと

(緊急 帯等の対応)

第二十八条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じ、場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。 **二十七条** 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた 合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(報)

第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しない ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第一号小及びニの計画を含む。以 下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問 介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に 関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならな

当該計画に沿った指定訪 (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第十七条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、 間介護を提供しなければならない。

当該利用者に係 (居宅サービス計画等の変更の援助) 第十八条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、 る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

く中略と

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に 記載しなければならない 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の領その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

く中略と

(利用者に関する市町村への通知)

第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

要介護状態の程度を増 Š ■ 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことによ 進させたと認められるとき。

又は受けようとしたと 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、

(緊急 年等の 対応)

(地里)

訪問介護 なければ 運営規程の概要、 重要事項を掲示し 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、 の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる。 |**三十二条** |等の勤務の らない 第員な

(秘密保持等)

上知り得た利用者又はその家 その業務 正当な理由がなく、 ■十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、 してはならない。 2 を漏り の秘密が

翭 正当な理由がなく、そのを講じなければならない。 . 鼬 fであった者が、 で、必要な措置 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者・ 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよ Ol A

業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の 族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなけ 3 指定訪問介護事業 同意を、利用者の家族 ればならない。

(広告)

その内容 合においては、 指定訪問介護事業所について広告をする場 (三十四条 指定訪問介護事業者は、指定 虚偽又は誇大なものであってはならない。

に対し とないなななな 、利用者! |益を供与1 に対し、 上の利益 者 産 支援事業者又はその従業 として、金品その他の財 **(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) E十五条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援 終者によるサービスを利用させることの対償とし 5二十五条 指次 は業者によるサー ሑ

(苦情処理)

第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなら 三十六条 ない。

当該苦情の内容等を記録しなければなら 前項の苦情を受け付けた場合には、 指定訪問介護事業者は、 N 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書との他の物件の提出者しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問者しくは照会に応じ、及び利用省からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 るを着

告しな 前項の改善の内容を市町村に報 市町村からの求めがあった場合には、 指定訪問介護事業者は、 ければならない。

4

指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連会(国民健康保健法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保田体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 連合会をいう。以下同じ 険団体連合会から同号の 行わなければならない。 Ŋ

前項の改善の内容 団体連合会からの求めがあった場合には、 らない。 国民健康保険団を 8告しなければなら 智事業者は、 は連合会に報告 指定訪問介護事 民健康保険団体連 ဖြူ

(地域との連携)

る事 営に当たっては、提供した指定訪問介護に関す及び援助を行う事業その他の市町村が実施する。 **|三十六条の二** | 指定訪問介護事業者は、その事業の運 |用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談! |に協力するよう努めなければならない。 第科業

(事故常生罪の対応)

鮰 事故が発生した場合は、 うとともに、必要な措1 かって **第三十七条** 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に。 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を き講じなければならない。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなら 指定訪問介護事業者は、

Ø

運営規程の概要、訪問介護 重要事項を掲示しなければ やすい場所に、ると認められる 訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見、 その他の利用申込者のサービスの選択に資すが **三十四条** 指定訪問介護事 等の勤務の体制その他の利 **#** =

(秘密保持等)

上知り得た利用者又はその家 その業務 正当な理由がな 業者は、 指定訪問介護事業所の従 を漏りしてはならない。 三十五条 の秘密

その業 正当な理由がなく、 を講じなければな 者が、な指置 · 広あった者 つ、必要な 護事業所の従業者 らすことがないよ 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

易合は利用者の) 得ておかなけ いる場合により 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用い同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書いないならない。

かの内容 合においては、 遲 10 ぞす こついて広告 指定訪問介護事業所(ない)。 □二十六条 指定訪問介護事業者は、 虚偽又は誇大なものであってはなら (広告) 無

胀

に対し とないなななな 用者(無存) に対し、型 上の判権を (**居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) 三十七条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産」 (苦情処理) #

じなければなら **第三十八条** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情! かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければ? 三十八条

前項の苦情を受け付けた場合には、

指定訪問介護事業者は、

当該苦情の内容等を記録しなければなら

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出者しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

前項の改善の内容を市町村に報告しな 市町村からの求めがあった場合には、 指定訪問介護事業者は、 ければならない。 4

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

前項の改善の内容。 には、 ďП 健康保険団体連合会からの求めがあった場なければならない。 国民の 指定訪問介護事業者は、| 民健康保険団体連合会に報。 ဖ 🖽

(お域との連携)

:関する利) (する事業) 供した指定訪問介護に関 その他の市町村が実施す、 農業 **三十九条** 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、3からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事3力するよう努めなければならない。 無

合は、な描聞 年した場合 に、必要な ′定訪問介護の提供により事故が発∆ 支援事業者等に連絡を行うととも≀ (事故発生時の対応) 第四十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指別 町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護3 講じなければならない。

前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければなら 指定訪問介護事業者は、 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 損害賠償を速やかに行わなければならない。 ო ౘ

(会計の区分)

指定訪問介護 **第三十八条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中配>

訪問入浴介護 第三章 ◇田野 ◇

運営に関する基準 第四節

く中配と

(管理者の責務)

第五十二条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問 入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 第五十二条

当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守さ 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、 るため必要な指揮命令を行うものとする。 N 🖈

通門介 第七章

基本方針 第一節

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護 (以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護 状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維特並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの **らなければならない**

人員に関する基準 第二節

(従業者の員数)

第九十三条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

■ 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員 (専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。) が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定通所介護の単位ごとに、 ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 損害賠償を速やかに行わなければならない。 က ညှိ

(会計の区分)

指定訪問介護 **第四十一条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中配>

訪問入浴介護

第三章

< 中配 < →

運営の基準

第四部

く中略へ

(管理者の責務) 第五十六条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問 入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守。 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、 るため必要な指揮命令を行うものとする。 N 🖈

第七章 通所介護

基本方針 第一部

(基本方針)

第九十九条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維特並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの **でなければならない。**

人員の基準 第二部

(従業者の員数)

特定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業 下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて 所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 第四条 指定通所介閣 (以下「指定通所介閣 「通所介護従業者」と

■ 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員 (専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数■ 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

■ 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において、提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定が離予防通所介護事業者(指定介護予防中レビス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者という。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を付はて発すの連門介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の指定を存在では一次年の前級が海壁でいう。以下同じ。)の事業とが高一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この前及び次前において同じ。)の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数にしを加えた数以上確保されるために必要と認められる数

一以上 機能訓練指導

图

当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が十人以下で る場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ご に、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護 提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確 されるために必要と認められる数とすることができる。 英卷 -V 6 迷

二項の適用を受け 、常時一人以上当 (発) お店通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員 る場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。) 該指定通所介護に従事させなければならない。

浬 核以 他の指定 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 Ŋ

指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に 前各項の指定通所介護の単位は、 ものをいう。 一体的に行われる

ための訓練を行 とする。 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する。能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるもの 0.0

第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事う 紹介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指り 資予防サービス等基準第九十七条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことを で、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 姠 'n **~** 00

(管理者)

、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を 定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと : 指定通所介護事業者は、 ばならない。ただし、指定 務に従事し、又は同一敷地 置かなけれた 所の他の職務 九十四条

に関する基準 設備 三年

(設備及び備品等)

第消を 宝、静養室、相談室及び事務室を有するほか、 通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品 能訓練室、 に指定通列 びに描り 骤 、食堂、 な設備立 **九十五条** 指定通所介護事業所は、 備その他の非常災害に際して必要な えなければならない。 設備

とする。 とおり ₩ 8 ź 前項に掲げる設備の基準

食堂及び機能訓練室 ı

N

三十八 その合計した面積は、 کہ るものと は、それぞれ必要な広さを有す じて得た面積以上とすること。 食堂及び機能訓練室は、 トルに利用定員を乗じて

供に支障がない広さ る場合にあっては、 食事の提供の際にはその提 支障がない広さを確保でき イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、 き、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に Fとすることができる。 ■ イにかが でき、かつ、 場所とするい

確保し

なを確し、同一の

ىٰد زىد より相談の内容が漏えいしないよう配慮されている 遊へい物の設置等に 相談室

● 種種語言を記述を記述がいまる。)の数が十五人 なを五で除して得 ■ 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(単該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護移供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指方所、下部等業者が指定介護予防通所へ護事業者(指定が護予防サービス等基準第九十七条第一項の指定護予防通所へ護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定等が防止所が護予防サービス等基準第九十七条第一項の指定護予防通所介護の事業と指定等が開一の事業がサービス等基準第九十六条の指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所はいて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所においましまでの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除してた数にを加えた数以上確保されるために必要と認められる数

一以上 機能訓練指導員

2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

定の適用 沖 平-(前項の規 46) 三号の介護職員 七項において同 一項第 次項及び第 無 通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに 合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位こ受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定) 所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対

一体的に行われるものをいう。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

でなければならない。 常勤, 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、

指定通所介護の事業 場合については、指定 箱たすことをもって、 8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、1と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場介護予防サービス等条例第九十八条第一項から第七項までに規定する人員の基準を満高前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 業定

(管理者)

第五一条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業 の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと・

設備の基準 第三部

(設備及び備品等)

室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備 機能訓練室、 :びに指定通月 t、食堂、ヤ !な設備並(第**百二条** 指定通所介護事業所は、 備その他の非常災害に際して必要な えなければならない。

10 とす 次のとおり る設備の基準は、 前項に規定す

能訓練室 食堂及び機 ı

三平方 その合計した面積は、 ものと 10 ★ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有すメートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さらことができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することが[・] こあっては、同一の場所とすることができること。 能訓練を行う際! とすることができ することができ 合にあっては、

さるをきまる。

遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

- た **専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。** 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでな利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 ო
- 指定通所介護の事業 場合については、指定 基準を満たすことを 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、護予防サービス等基準第九十九条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことで、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4

運営に関する基準 第四節

(利用料等の受領

- 浬 **第九十六条** 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指応通所介護事業者は、法定代理受領サービヌに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者 ことができる。 から受ける ო
- 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴、要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要す ⊞ 专

費用

食事の提供に要する費用

い必要。費用用

- おむし代
- 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においも通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 三田田市
- 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定通所介護の基本取扱方針)

- その目標を設定 よろ 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する 計画的に行われなければならない 第九十七条
- 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなけ ればならない Ø

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 第九十八条
- 利用者の機能訓 十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 ı 濼
- 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの し、利用者又は ريد 7 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 ■ 指定通 提供を行う。 その家は
- 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

- ただ 第一項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。 利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 ന പ്
- 、指定通所介護の事業 場合については、指定 すことをもって、前三 4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、計と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場介護予防サービス等条例第百条第一項から第三項までに規定する設備の基準を満たす、項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 業定

運営の基準 第四節

(利用料等の受領

- 闿 **第百三条** 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、の利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指方所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 次に掲げる費用の額の支払を利用者から受 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要す 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、 けることができる。 ı ო
- であって利用者の選定に係るものの提供に伴 に係る居宅介護サービス費用基準額を超える 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護 必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護
- 食事の提供に要する資用■ おむつ代■ おむつ代■ 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用ても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用ても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させるころによるものとする。
- らかじめ、利用者 を得なければなら 4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なけれ ない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

- その目標を設定 **第百四条** 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 し、計画的に行われなければならない。
- にその改善を図らなければ 指定通所介護事業者は、その提供する指定通所介護の質の評価を行い、常1 ならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 利用者の機能訓練及びそ 第百五条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項の通所介護計画に基づき、の者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- 利用者又は ービスの 適切な介護技術をもってサ رد ک JII Y J ■ 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。■ 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術 提供を行うこと。
- (、機能訓練) 分護者に対 っ、相談援助等の生活指導、 と。特に、認知症である要が る体制を整えること。 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体
- とができるように配慮しな 必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用するこ 指定通所介護事業者は、 ければならない。

(通所介護計画の作成)

九十九条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏えて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計 を作成しなければならない。 国ま

当該居宅サービス計画の内容に 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 沿って作成しなければならない

その内容について利用者又はそ 通所介護計画の作成に当たっては、 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当の家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

当該通所介護計画を利用者に交付 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、 なければならない

4

それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標 5 通所介護従業者は、 の達成状況の記録を行う

(運営規程)

第百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程(以下この章(第五節を除く。)において「運営規程」という。)を定めておかなければな らない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

指定通所介護の利用定員 営業日及び営業時間

指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域 | 二三四五大七八九十

サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法

非常災害対策

その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

指定通所介護事 **第百一条** 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、 業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ の限りでない Ø 阌

指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな らない。

ო

(定員の選中)

ただし、 **第百二条** 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(通所介護計画の作成)

第百六条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏ま えて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画 を作成しなければならない。

当該居宅サービス計画の内容に 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 2 通所介護計画は、既に居宅、 沿って作成しなければならない。

その内容について利用者又はそ 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、 の家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

当該通所介護計画を利用者に交付 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、 しなければならない。

5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(運営規程)

次に掲げる事業の運営に係る重要事項に **第百七条** 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に、 関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間

指定通所介護の利用定

指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

通常の事業の実施地域 一二三四五大七八九十

サービス利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法 非常災害対策

その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

指和 **第百八条** 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、 通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ の限りでない。 らない。

4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができ、よう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守) 第百九条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十条 指定通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常 災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定 するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に 周知しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつく、定期的に行わなければならない。

3 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

乳幼児等特に配慮を要する者の支援 障害者、 高齢者、 非常災害時において、 4 指定通所介護事業者は、 に努めるものとする。

食器その他の設備又は飲用に供する水につい **第百四条** 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の5 て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

又はまん延しないよう 当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事 な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 指定通所介護事 必要な措置を講ずる

(記録の整備

備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなけ 設備、 従業者、 第百四条の二 指定通所介護事業者は、 ばならない

利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所/ その完結の日から二年間保存しなければならない。

次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につい 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 |二三四五て通次次次次記のて所条条条条条条条条条条条条

(無用)

第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十八条まで及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第百条」と、「計問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と第32をのとする。

指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

この節の趣旨及び基本方針 第一款

この部の趣画)

第百五条の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同。)等との密接な連携に努めなければならない。

人員に関する基準 第二款

(従業者の員数)

(衛生管理等)

食器その他の設備又は飲用に供する水につ **『百十一条** 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の記で、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 第四十一条 指定通所介護事業者は、

又はまん延しないように 当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなけれ 設備、 従業者、 第百十二条 指定通所介護事業者は、 ならない

4 利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する打完結の目から五年間保存しなければならない。

通所介護計画

次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置につい | 二三四五 |通次次次次記の |所条条条条線

(無無)

第四十三条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第四十一条まで及び第五十六条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と第入替えるものとする。

指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営の基準

この節の趣旨及び基本方針 第一款

(この節の趣旨)

第四十四条 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第四十五条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の容族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

指定療養通所介 終者(指定訪問看 3いて同じ。)等 2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養 護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定 護事業者又は健康保険法第八十八条第一項の指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同しるの密接な連携に努めなければならない。

人員の基準 第二款

(従業者の員数

の四 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」といとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療護従業者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とす 養通所介護の提供 百五条の四 。) ズと/ 通所介護(養療

常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、 :する者でなければならない。 事する者 O 従

指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤 指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する 指定療養通所介護事業者は、 なければならない。ただし、 事業所の他の職務に従事し、 **|百五条の五** 指定療養通所介護事 管理者を置かなければならない。 療養通所介護事業所の他の職務に する とができるものと Ö ఱ

- 護師でなければならない。 切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有 看遍 指定療養通所介護事業所の管理者は、 指定療養通所介護事業所の管理者は、 でなければならない る者 **0** 0

る基準 に関する 設備ご 第三款

その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時にる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を 「毎日五条の六 指定療養通所介護事業所は、 指定療養通所介護の提供を受けることができ、 九人以下とする。

(設備及び備品等)

を行うのにふさわしい専用の部屋を有する 定療養通所介護の提供に必要な設備及び備 を通所介護 ほ並びに指加 指定療養 選な設備 選 **条の七** 指定療養通所介護事業所は、 消火設備その他の非常災害に際して必ず 百五条の七 吜

- 前項に掲げる専用の部屋の面積は、 N
- 掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。 に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。 者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 利用注 四

運営に関する基準 第四款

(内容及び手続きの説明及び同意)

第百五条の// 指定療養通所小護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百五条の十五に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第百五条の十三第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同 ると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、 を得なければならない。

Ŕ 前項の規定による文書の交付について準用す、 二項から第六項までの規定は、 第八条第

(うゆの状況等の拍攝)

N

に、利用者に係る居宅介 その置かれている環境、 第百五条の九 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、 護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない 体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の 指定療養通所介護事業者は、体 治の医師及び当該利用者が利用す 握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第四十六条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とす療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とす

常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務 ち一人以上は、 前項の療養通所介護従業者のう. :する者でなければならない。 2 前項の療 従事する者な

(範囲者)

に専らその職務に従事する常勤の 理上支障がない場合は、当該指定 業所、施設等の職務に従事するこ 指定療養通所介護事業所ごとに専ら 指定療養通所介護事業所の管理上支 又は同一敷地内にある他の事業所、 第**百十七条** 指定療養通所介護事業者は、 管理者を置かなければならない。ただし、 療養通所介護事業所の他の職務に従事し、 とができるものとする。

- 捶
- 護師でなければならない。 切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能 指定療養通所介護事業所の管理者は、 指定療養通所介護事業所の管理者は、 る者でなければならない。

設備の基準 川製

(利用定員)

*1*6 §通所介護事業所において同時/ 以下この節において同じ。) え (当該指定療養 その利用定員(当該指定療養 る利用者の数の上限をいう。 第**百十八条** 指定療養通所介護事業所は、、 定療養通所介護の提供を受けることができ、 人以下とする。

(設備及び備品等)

有する! 及び備! を行うのにふさわしい専用の部屋を 定療養通所介護の提供に必要な設備] 指定療養通所介護 要な設備並びに指 **第百十九条** 指定療養通所介護事業所は、、 か、消火設備その他の非常災害に際して必 等を備えなければならない。

前項の専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。 第一項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない 'し、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 ただし 4

運営の基準 第四款

(内容及び手続の説明及び同意)

第四二十条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百二十七条の運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第百二十五条第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百二十八条第一項の緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

前項の規定による文書の交付について準用する 第九条第二項から第六項までの規定は、

1者に係る居宅介 | いれている環境、 (心身の状況等の把握) 第四二十一条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る。 護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている3 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができる。 に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用すの状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

供するに当たっては、居宅介護支援事 接な連携に努めなければならない。 指定療養通所介護を提し スを提供する者との密数 ندٌ 養通所介護事業者は、 ネサー ビス又は福 指定療 保健医 **5百五条の十** 資者その他保優 、主治の医師をに対して必要な 定療養通所介護の提供の適否について、 当該利用者に係る居宅介護支援事業者に 者は、利用者に対する指 において検討するため、 指定療養通所介護事業者は、利用者に対すめたサービス担当者会議において検討する打報を提供するように努めなければならない。

して、居宅サービス計画の作成及 支援事業者に対 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業 び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対 到のな指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療 -ビス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 適切な指導を行う 一ビス又は福祉サ

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

利用

平 ريد 7][[療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 いない。 ■ 療養通所介護 用者又はその家族

لدٌ 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサー 供を行う。 スの提

はできるよう、利 サービスの提供方 切なサービスを提 接な連携を図り、 いた適切なサ− €との密接な連携 「指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応 者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等 及び手順等についての情報の共有を十分に図る。 四甲法

しつつ、相談援助等の生活指 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつ、 機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。 用瓣

(療養通所介護計画の作成)

指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている 機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療 通所介護計画を作成しなければならない。

当該居宅サービス計画の内容 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 沿って作成しなければならない。

療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(第七十条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問 護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十七条第一項に規定する訪問 護計画をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整 を図りつつ、作成しなければならない。 ო

その内容について利 い当たっては、 護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当 して説明し、利用者の同意を得なければならない。 指定療養通所介護事業所の管理者は、 又はその家族に対 4 神

当該療養通所介護計画 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、 用者に交付しなければならない。 Ŋ

療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、 の達成状況の記録を行 ဖ

(緊急を作の対応)

現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者のとともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急に検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなけ 「百五条の十三 指定療養通所介護事業者は、現に指定療状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、 ればならない 海岸

₹ ک 利用者及び家族に対して十分に説明 緊急時等の対応策について、利用者及び≶ を利用できるよう配慮しなければならない ビスを利用でき 指定療養通所介護事業者は、 及び家族が安心してサービス 神

居宅介護支援事 当たっては、居宅介護支に努めなければならない。 に 、指定療養通所介護を提供するに ビスを提供する者との密接な連携 指定療養通所介護事業者は、 医療サービス又は福祉サーE 第**百二十二条** 指定療養 業者その他保健医療サー

、主治の医師ない対して必要な 否について、 支援事業者に 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適づ含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護 情報を提供するように努めなければならない。

ビス計画の作成及 居名サー ر ب 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対 び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対 て適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

次に掲げるところによるものとす 指定療養通所介護の方針は、 第百二十三条

للاً 10%

指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指 機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。 用漸

指定療養通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮 しなければならない。

(療養通所介護計画の作成)

1、希望及びその置かれている! ・一ビスの内容等を記載した療! 第四二十四条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、 境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサー 通所介護計画を作成しなければならない。

当該居宅サービス計画の内容 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、 に治って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(第七十四条第一項の訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十七条第一項の訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつく、作成しなければならない。

その内容について利用 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、 又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

当該療養通所介護計画を 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、 利用者に交付しなければならない。 Ŋ

療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、 び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急 事業の対応)

第百二十五条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなけれ ばならない

及びその家族に対して十分に説明 よう配慮しなければならない。 利用者 10 緊急時等の対応策について、利用 てサービスを利用することができ 指定療養通所介護事業者は、 利用者及びその家族が安心し

- 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じr合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第百五条の十六第一項 にする緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 華 雅 B 社 記
- 利用者の状態の変化に 利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医 、て緊急時等の対応策の変更を行うものとする。 4 🖔
 - Ŕ 可及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用す。

(管理者の責務)

ĸ

第百五条の十四 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとす

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならな ო
- 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に 必要な指導及び管理を行わなければならない。 4
- 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守さ 命令を行うものとする るため必要な指揮 ß

(運営規程)

***の十五** 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営につ要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならな 百五条の十五 ての重

- 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - - 日及び営業時間 軍業
- 指定療養通所介護の利用定員
- 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 常の事業の実施地域 澚 一二三四五六七八九
- ビス利用に当たっての留 1
 - その他運営に関する重要事項 災害対策

(緊急時対応医療機関)

あらかじめ、 利用者の病状の急変等に備えるため、 百五条の十六 指定療養通所介護事業者は、 応医療機関を定めておかなければならない。

- 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接1 いなければならない。 Ø
- 当該緊急時対応医療機関との間 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、 らかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。 100 ო

(安全・サービス提供管理委員会の設置) 第百五条の十七 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、概ね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しな ければならない。
- 必要に応じて対策を講じなければならな 前項の検討の結果を踏まえ、 指定療養通所介護事業者は、 ო

- に利用者の病状の急変が生じ 師又は第百二十八条第一項の 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに た場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師 緊急時対応医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。
- 利用者の状態の変化に 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、 じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。 4 ₹
 - 第一項及び第二項の規定は、前項の緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務) 第百二十六条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供するができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図りサービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならな 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者ごとの療養通所介護計画の作成に関 必要な指導及び管理を行わなければならない。 ო 4

 - 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守るため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営に係 (以下この節において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。 指定療養通所介護事業者は、 **第百二十七条** 指定療 重要事項に関する規程

- 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 指定療養通所介護の利用定 業日及び営業時間
- 定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域 架 一二三四五大七八九
 - ービス利用に当たっての留意: ŕ
- その他運営に関する重要事項 非常災害対

- 緊急時対 あらかじめ、 利用者の病状の急変等に備えるため、 第**百二十八条** 指定療養通所介護事業者は、 応医療機関を定めておかなければならない。 (緊急時対応医療機関) 緊急時
 - しくは近接 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若 なければならない。
- 当該緊急時対応医療機関との間 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置) 第四二十九条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療 関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全か つ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成 しなければならない。
- 必要に応じて対策を講じなければならな 前項の検討の結果を踏まえ、 指定療養通所介護事業者は、 ო

してお 及び会計に関する諸記録を整備 굡 垂 設備、 参 従業犯 指定療養通所介護事業者は、 なければならない 百五条の十八

号に掲げる記録 る次の各 、、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関す、 年間保存しなければならない。 イの化結のロかの口 指定療養通所介護事業者 整備〕

通所介護

二項に規定する検討の結果についての記録

等の記録 ービスの内容 氷条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサ・ 氷条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記

る記録 三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第一

いつご **ト探った処置** 二項に規定する事故の状況及び事故に際1 三十七条第 において準用する **一二三四五大**℃ 療前次次次次記の 養条条条条条条線

(無無)

九、第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十二条から第三十八条まで、第九十六条(第三項第二号を除く。)、第九十七条及び第百一条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」を 護従業者」と読み替えるものとする。 E中「訪問介護員等 「療養通所介護従業 **第百五条の十九** 六条、第三十二9 六条、第三十二 から第百四条 定

基準該当居宅サービスに関する基準 那八部

(従業者の員数)

に該当する通所介護又はこれに相当するサービス (以下「基準該当通所 (以下「基準該当通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 」という。) ごとに置くべき従業者 (以下この節において「通所介護従 は業所」という。)、 次のとおりとする。 **|百六条** 基準該当居宅サービスに該: 護」という。)の事業を行う者(以⁻ 以下「基準該当通所介護事業所」とい という。)の員数は、 介護」

【基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。」が勤務している時間数の合計数を当分護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認 生活相談員 基 指制談員(専ら当該 基準該当通所介護 うられる数 活該め

専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が ■ 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、 一以上確保されるために必要と認められる数

■ 介藤職員 基準該当面介入語の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員 (専ら当該基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該引通所介護の全計数を当該基準 該当通所介護を提供している時間数 (次項において「提供単位時間数」という。) で除して得た数が利用者 (当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護という。) で除して得た数が利用者 (当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護 (指定介護学的一下文等基準第百十二条第一項に提立する基準該当介護予防通所で設立の。以下同じ。) の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当面所介護の利用者。以下この条において同じ。) の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

機能訓練指導

、当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所 護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位、とに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該)通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数、一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 - 12 <u>- 1</u>

頃の歯上当該 頃の対 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 3 (紙 号の介護職員い。)を、常時一 اراً الله الله 、第一項第三 において同 、とに、 汝頃に ĵ. J 介護事業者は、基準該当通所介護の単位に あっては、同項の看護職員又は介護職員。 に従事させなければならない。 炎当通所介護事業者は 5場合にあっては、同 1所介護に従事させな 基準該当 を受ける場 準該当通用 3用基

の整備)

及び会計に関する諸記録を整備しておかな 備品 痲 榖 従業者、 養通所介護事業者は、 第百三十条指定療 ない。 ればなら

供に関する次に掲げる記録を 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提(その完結の日から五年間保存しなければならない。

通所介質

条第二項の検討の結果についての記録

一ビスの内容等の記録 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録 供した具体的なサ 次条において準用する第二十条第二項の規定による提

条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

とった処置 ٢ 故の状況及び事故に際 る第四十条第二項の規定による事 において準用す | 二三四五大/| 横前次次次次記の発条条条条条条条条条条条条条条条条条条条

€

1条、第二十十 第百八条から第 1れらの規定中 2者」とあるの 従業者」 二十一条第十条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十二5三十四条から第四十一条まで、第百三条(第三項第二号を除く。)、第百四条及び第一条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、ころで護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百八条第三項中「通所介護従業養通所介護従業者」と、第百八条第三項中「通所介護従業、養通所介護従業者」と、第百八条第三項中「通所介護従業、養通所介護従業者」と 第六節 基準該当居宅サービスの基準 第**回二十一条** 第十条、第二十四条から 条、第三十四条から 百十一条までの規定 「訪問介護員等」と は「療養通所介護従 (従業者の員数)

基準談 を行う 「通所) , 一ビス (以下「3 。) が当該事業を この節にた! 第**百三十二条** 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサー通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。、業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者(以下こ。護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

ている時間帯に 46 J ■ 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に 活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数? 該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要。 められる数

る看護職員が 専ら当該基準該当通所介護の提供に当た ■ 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、 一以上確保されるために必要と認められる数

★介護職員
 基準該当通所へ護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間数の合計数を当該基準 員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準 該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利 用者(当該基準数当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護 予防サービス等基準第百十二条第一項の基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までの場合にあっては 以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上 確保されるために必要と認められる数

能訓練指導員 继 囯

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この簡において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一切上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(前項の規) 常時一人以」 京野-号の介護職員 4£1 نْ ĪĒ デー項第三号 において P に、第一。次項を 基準該当通所介護の単位ごとに 同項の看護職員又は介護職員。 させなければならない 基準該当通所介護事業者は、 用を受ける場合にあっては、 基準該当通所介護に従事させ 婳 6

- 他の基準該 利用者の処遇に支障がない場合は、 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処追通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用 して一体的に行われるものをいうものとする。 | 核以 ß 种
- 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 ဖ
- カ 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているもの とができ

(衛用者)

第百七条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

- **百八条** 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必ず設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 第百八条
- 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 N
- 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所
- イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合 その合計し د ★ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとた面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ■ イにかかわらず、食事を行う場所及ひ機能訓練を11ン%Plex、 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施! にあっては、同一の場所とすることができる。
 - 速へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている、 生活相談を行う場所
- 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。 、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 کہ ო

(無無)

第四九条 第二十一条、第二十六条、第十七条、第十七条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「第14条中「第二十九条」とあるのは、第15条」と、第十九条中「第二十九条」とあるのは、第15条」と、第十九条中「第二十九条」とあるのは、護について法第四十一条第二十二条中「法正により利用者に代わって支払を受ける配きが兼サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」と、第三十二条中「法定代理受領サービるのは、通所介護に業」と、第二十一条中「法に代理受領サーとあるのは、通所介護に業者」と、第二十一条年「近に非理会領サービるのは、14年は計画所行護」と、第二十一条年「法定代理受領サービスに該当しない指定部目が第」と、第二十六条第三項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第九十六条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

- 他の基準該 利用者の処遇に支障がない場合は、 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用 一体的に行われるものをいう。 に対して Ŋ
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 力 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第百十三条第一項から第六項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(無無者)

第百三十三条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。 だし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に 事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

- **第四三十四条** 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害!際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならが
- とする。 前項に規定する設備の基準は、次のとおり 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所
- その合計 ★ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、 た面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ~
- イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては、同一の場所とすることができること。
 - 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 生活相談を行う場所 П
- 4
- 3 第一項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。 ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所 において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等条例第百十五条第一項から第三項 までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

第四三十五条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第三十八条、第二十八条、第二十八条、第三条第一項及び第百十三条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百七条」と、「訪問介護の業者」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「佐定代理受領サービス比を当りない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十二条中「抗衛行機養」とあるのは「通所が議院業者」と、第三十二条年「武和の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービあるのは「基準該当通所介護」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所小議院業者」と、第三十四条中「訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第百三条第二項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

○指定小護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防 (のための効果的な支援の方法に関する基準(抜粋) [平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号]	〇介護保険法に基づく指定小護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(抜粋) 【学成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十五号]
日次	
総則(第一条一第三/ 介護予防訪問介護 ·······	終則(第一条一第四条) 介護予防訪問介護
第四節・連官に関する基準(第八条一第二十七条) <中略> 第三章 小護予防訪問入浴小護	第四節 連貫の基準(第九条一第三十九条) <中略> 第三章 介護予防訪問入浴小護
<中略> 第四節 運営に関する基準(第五十条一第五十条人 <中略> 第七章 小護予防通所小護	<中略> 第四節 連節の基準(第五十二条一第五十七条) (中略> 第七章 ケ護ヶ防通所ケ護
振振振振振振	第第第第第第 - 二四五六 師師節節節節
<響⊕>	<翌日>
第一章 総則	画業 単一紙
(趣旨) 第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」と いう。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十 五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定め る規定による基準とする。	(趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第一項 第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護 予防サービスの事業の人員、設備及び第三項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護 不防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当所護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第百十五条の二第二項第一号の規 定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。
<2000日>	<寄中>
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
■ 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。	
■ 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。■ 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	- 利用料 法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
職予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超える、、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。定いう。定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当行機予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービン事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービン。、非該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをい	 ▲ 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。 ■ 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス多という。

当該事業所の従業者の勤務延時間教を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべ とにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい が が で除するご 報 温 報 **+**₩~

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

に利用者の立場に立った 驰 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、 ビスの提供に努めなければならない。

予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 2 指定介護予防サー び付きを重視し、市町 サービス及び福祉サー

介護予防訪問介護

<中配>

運営に関する基準

郑囚御

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 内容及び手続の説明及び同意

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

I用に係る iえられた 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの相定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使り子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備 ファイルに記録する方法 ■ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に 規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又 はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 (電磁的方 法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してとができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方 塚 ハ

前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成 Ń ო

ことができるものでなければならない。 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機 利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

において常勤の従業者が勤務すべ 業者の員数に換算する方法をい 当該事業所にお を常勤の従業者 当該事業所の従業者の勤務延時間数を とにより、当該事業所の従業者の員数。 1 常勤換算方法時間数で除するご 四きろ

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

常に利用者の立場に立っ ر ک 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重 ビスの提供に努めなければならない。 条

に当たっては、地 ビス及び福祉サー 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するはび付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サー、供する者との連携に努めなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院(医療法、昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。)により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防計制事務を問題が、介護予防計制を引きたいる介護予防計制を対る介護予防計制を対していません。

介護予防訪問介護 第二章

第四節

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に貸すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる るものとする。 限り書面により得

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

るた 用に係べ れのだり 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備 ファイルに記録する方法

指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の1事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家修用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法によるき受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者のに係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ■ 指定介護子 重要事項を電気 族の使用に係る 提供を受ける旨 使用に係る電子

ク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法 **気ディスク、** る物をもって 後きで

前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成 10

機 を い ○ことができるものでなければならない。 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算 利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

- る重要事項を提供しようとする に掲げる電磁的方法の種類及び 定する 义 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定 は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる} を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ちと内きな
- 二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用する 紙 1 11
 - ファイルへの記録の方式

前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書 は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はそ 家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利 申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 の家族に対し、第一3 用申込者又はその家(ဖ

当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならな 끰 (提供拒否の禁止) L条 指定介護予防訪問介護事業者は、 第九条

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の認めたの他の必要な措置を速やか 支援事業者への連絡、適 じなければならない。 予防ラに講り

(受給資格等の確認)

- **十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の 示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるも アチタ 6 辈
- 事よ 第百十五条の三第二項の規定により認定: して、指定介護予防訪問介護を提供する 事業者は、前項の被保険者証に、法 ときは、当該認定審査会意見に配慮 指定介護予防訪問介護 会意見が記載されている に努めなければならない。 o ₩

に係る援助) (要支援認定の申請)

- 十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受ていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行わていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わているい場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わ なければならない。
- 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対し行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければ

(心身の状況等の哲権)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 支 当たっては、介護予防 に努めなければならな |供するにき |接な連携|| 護を提f との密担 指定介護予防訪問介! 一ビスを提供する者。 **十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、 事業者その他保健医療サービス又は福祉サ
- 定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 指定分割に対して過ぎた対して過程を廃せして過 2族健

- をな、子子 おいたのでは、おいたは、おいては、おいばの規定により第一項の重要事項を提供しようとするときにあらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 5 to 二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用す

ファイルへの記録の方式 \mathbf{H}

6 前項の承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家 族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(供拒否の禁止) 戦

正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではなら、 第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、

(サービス提供困難時の対応)

1月申込者に対 3申込者に係る 5要な措置を速 第十一条 指定介護子防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域 (当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防討問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を決令かに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- その者 、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめ **第十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、 提示する被保険者証によって、被保険者資格 のとする。
- **账** ź 加 الد 審査会意見が記載されている。 ように努めなければならない。 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定: 認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供する。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わ なければならない
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければ ならない。

(心身の状況等の把握)

介定三下 第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るク護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以「同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サー て、利用者の心身の状況、その情 の把握に努めなければならない。 十七号。以下、指述 十七号。以下、指述 同じ。) 等を通じて でスの利用状況等の

- に当たっては、介護予防 携に努めなければならな 間介護を提供する ・る者との密接な連 (小護予防支援事業者等との連携) 第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問、 援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する?
- しては、利用者又はその家 に対する情報の提供及び保 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利 族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する 健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第十五条 指定介護子防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護+五条 指定介護子防訪問介護事業者は、指定介護子防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介いずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

(施行規則第八十三条の九第一号へ及 ・当該計画に沿った指定介護予防訪問 **十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画(ニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、 介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

汌 **第十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、 該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

く中配と

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防 訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者 に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を 記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービ p内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によ その情報を利用者に対して提供しなければならない。 2 指定介證 スの内容等も り、その情幸

<中配>

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護 に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認め られる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<中配>

(利用者に関する市町村への通知)

- 第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。■ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急罪等の対応)

第二十四条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

く中配と

(半里)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第一号へ及び二の計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出しること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業ればならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

当該計画に **第十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、 沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

望する場合は、 **第十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望⁻ 該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

く中略と

(サーげスの提供の記録)

当該指定介護予防)規定により利用者 ⁵防サービス計画を 第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予F 訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用3 に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画1 記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサーミスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法にり、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

く中略へ

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護 に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認め られる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- **第二十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のい げれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 第二十四条
- 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。■ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急 年等の 対応)

第二十五条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急? が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければな!

(報)

二十六条ビスの選 無一 ニバッカママン場所に、 その他の利用申込者のサ |予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所| |に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者。 れる重要事項を掲示しなければならない。 指定介護予防訪問分 5重要事項に関する規 5と認められる重要事 **に十条** 現底する に資すると

上知り得た利用者又 の業務 ψ 正当な理由がな 業者は、 予防訪問介護事業所の従 らしてはならない。 を漏り (**秘密保持等)** E**十一条**指定介護· その家族の秘密

- 正当な理 を講じな であった者が、 う、必要な措置 当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者・ ・又はその家族の秘密を漏らすことがないよ ,神 指定介護予防訪問介護事業者は、 なく、その業務上知り得た利用者 ければならない。 がな。 **⋈** ⊞
- ス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は 用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得て 、サービン |人情報をF 3 指定介護予防訪問介護事業者は、 利用者の同意を、利用者の家族の個、 おかなければならない。

(広告)

ゆにお をする場 予防訪問介護事業所について広告 指定介護予防む いてはならない。 ・ 指定介護予防訪問介護事業者は、 その内容が虚偽又は誇大なものであっ。 二十二条 、たけ、

対対しなてとは fに対し、利用者に E上の利益を供与し (**介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)** :**三十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者(特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産 らない。

(苦情処理)

提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を 指定介護予防訪問介護事業者は、 に迅速かつ適切に対応するために、 じなければならない。 三十四条 のの指情 か離

当該苦情の内容等を記録しなけ 前項の苦情を受け付けた場合には、 指定介護予防訪問介護事業者は、 ばならない。 Ø

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定によ 市町村が行う文書その他の物件の提出者しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問者しくは照 に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助 に従って必要な改善を行わなければならない。 当該指導又は助言 合においては、 応じ、7 例けたも 前項の改善の内容を市町村 市町村からの求めがあった場合には、 指定介護予防訪問介護事業者は、 告しなければならない。 4 榖

指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して「 健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する 」民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力すると、に、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言にいて必要な改善を行わなければならない。 ß

前項の改 合には、 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場 告しなければならない。 業者は、 自会に報告 合会に報告 護予防訪問介護事 民健康保險団体連 6 指定介意の内容を国見

(地域との連携)

提供した指定介護予防 を行う事業その他の市 第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助 町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生罪の対応)

指定介護予防訪問介護の提供により事故が る介護予防支援事業者等に連絡を行うとと 利用者に対する計当該利用者に係る □ 十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、 生した場合は、市町村、当該利用者の家族、 に、必要な措置を講じなければならない。 発も

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなけ 指定介護予防訪問介護事業者は、 ばならない Ø

第二十二選択に 第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、 条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの別すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

上知り得た利用者 その業務 正当な理由がな (秘密保持等) 三十二条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、 その家族の秘密を漏らしてはならない。

川川 · ふあった者 う、必要な打 護事業所の従業者 らすことがないよ 当該指定介護予防訪問介| :又はその家族の秘密を漏 2 指定介護予防訪問介護事業者は、当 由がなく、その業務上知り得た利用者? ければならない。

合得はて 会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により。 を - ビス担当者 !を用いる場 3 指定介護予防訪問介護事業者は、サー 利用者の同意を、利用者の家族の個人情報 おかなければならない。

(広告)

ゆにお . る場合 ぞす について広告 指定介護予防訪問介護事業所/ てはならない。 盐 **5三十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、† いては、その内容が虚偽又は誇大なものであっ[・] 無

対対しなてしませ をす <u>F</u> に対し、 上の 性格 -又はその従業者! :品その他の財産-(小護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) 第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者 て特定の事業者によるサービヌを利用させることの対償として、金品ならない。

(苦情処理)

提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家 苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な指置を? 第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、 からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 じなければならない。 当該苦情の内容等を記録しなけ 前項の苦情を受け付けた場合には、 指定介護予防訪問介護事業者は、 ればならない。

り会言 3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照ら に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 り会言

前項の改善の内容を市町村に 合には、 市町村からの求めがあった場 4 指定介護予防訪問介護事業者は、 報告しなければならない。

て健、公国康国要 四十五条第五項の国民権 |査に協力するとともに、[|指導又は助言に従って必 5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情! 民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力すると,民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言にな改善を行わなければならない。 国ると

前項の改 には、 $\widetilde{\mathbb{Q}}$ 合会からの求めがあった場 らない 体連 国民健康保険団体 いなければなら 围扣 事業者は、同連合会に報行 介護予防訪問介護事 国民健康保険団体連1 定を **6** の を を を を を

(お換との連続)

濉

定介護予防訪問 その他の市町村 提供し, こっては、打込及び接助が **第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっ、 介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及7 が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生罪の対応)

事故が うとと)提供により事は に連絡を行う 3 指定介護予防訪問介護の提(る介護予防支援事業者等に) 利用者に対する当該利用者に係 **三十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、 生した場合は、市町村、当該利用者の家族、 に、必要な措置を講じなければならない。 無維

前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなけ 指定介護予防訪問介護事業者は、 ればならない。

指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

رار ش رَد に経理を区分する **第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を に、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<田野<

運営に関する基準

新囚御

◇田野 ◇

(管理者の責務)

第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の 管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 管理及び指定介護予防記 元的に行うものとする。

にこの 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防 及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

<田野<

基本方針 第一部

第九十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

人員に関する基準 第二部

(**従業者の員数)** 第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。) 当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下、 の節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

指定介護予防通所介護の単位 上確保されるために必要と認め ■ 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以 られる数

に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護-生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 るが発生

(会計の区分)

بد 第三十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

4

<田室>

運営の基準

粥回鄉

第五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の 管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 元的に行うものとする。 (管理者の責務)

指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第一部

第九十七条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 4 to

人員の基準 第二部

(従業者の員数)

第九十八条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。 当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以)の節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 るこ

生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

■ 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

・介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯でき当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数を含計な当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)でまして得た数がが利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居守サービス)基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かり、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かり、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあって、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び於節におい、同じ。)の数が十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十八を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保まれるために必要と認められる数 に数除等っ 介をし基、

一以上 機能訓練指導

2 当該指記ができるが、 が満足ができるが、 ができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。 がまず防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることがで

(無 号の介護職 10 いおいん 111 一項第三第七項以 介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一1 用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第-:一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。 指定介 頃の適用 神平

第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介・防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 前通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複 予防通所介護の単位の介護職員 4 謹

る数

能の減退を防止するための訓練を行 に従事することができるものとす の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能 能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務! ω.ς

常勤でなければならない。 一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、

指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業のにおいて一体的に運営されている場合については、指定宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもっ、前各項に規定する基準を満たすことをもっ、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 78円

-ムーハ条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す に関助の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合 、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の :務に従事することができるものとする。 は職

に関する基準 設備ご 加二

、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほな設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の **第九十九条** 指定介護予防通所介護事業所は、 か、消火設備その他の非常災害に際して必要な 設備及び備品等を備えなければならない。

アチグ 次のとおり 前項に掲げる設備の基準は、

食堂及び機能訓練室 ı

三十八 その合計した面積は、 کہ それぞれ必要な広さを有するものと 得た面積以上とすること。 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さ トルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

・確保 一 なを確し、同一の 合にあっては、 食事の提供の際にはその提供に支障がない広、支障がない広さを確保できる場合にあっては、 イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、 、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に とができ ■ イにかかれ でき、かつ、機 場所とすること

ند 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている 相談室

ナーかつ、指定介 所介護をいう。以 当該事業所にお 及び水節において同じ。) の数が干 合にあっては十五人を超える部分の 認められる数 ■ 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間構 に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合言数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)不除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居生サービス等基準第九十三条第一項の指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定対議予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条の指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条の指定通所介護をかておいてして同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に置営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護マは活定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数率、五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

能訓練指導員 搬 묍

時法での職時と活躍の関連を受ける職員を受ける職時と定の職時と定れる意味が入数で 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指 介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までによいて同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間指に看護職員、は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることがさる。

딆 号の介護職員 七風 一項第 次項及び第 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一5項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及てじ。)を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

他の指定介 今は、 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場子防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 4 護

一又は複 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に-ເດ

| 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練: |行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものと-| る。

でなければならない。 常勤 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、

指定介護予防通所介 場合については、指定 でをもって、前各項に 8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、計護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合をサービス等条例第百条第一項から第七項までに規定する人員の基準を満たすこと、規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す 予防通所介護事業所の管理上支障がない場合 又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の

設備の基準 第三節

能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか に指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の認v 堂、機能訓練 備並びに指え 第百条 指定介護予防通所介護事業所は、食り消火設備その他の非常災害に際して必要な設り及び備品等を備えなければならない。

10 とす 次のとおり る設備の基準は、 前項に規定す

能訓練室 食堂及び機 ı

その合計した面積は、 ものと 10 ★ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有すメートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さ うことができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することが。 こあっては、同一の場所とすることができること。 することができ 合にあっては、 П

さるをきまる。

遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

- 設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならな に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 一項に掲げる設備は、 第一項に掲げる ただし、利用者
- ★ 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

運営に関する基準 第四節

(利用料の受領)

|百条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供た際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の 支払を受けるものとする。 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供し にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基 ほの間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 逖 魯

次の各号に掲げる費用の額の支払 前二項の支払を受ける額のほか、 指定介護予防通所介護事業者は、 利用者から受けることができる。 ო

10 により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要す 利用者の選定 ₩

食事の提供に要する費用

便宜のうち、日常生 とが適当と認められ 予防通所介護の提供において提供される、 用であって、その利用者に負担させるこ ¶ 前三号に掲げるもののほか、指定介護-fiにおいても通常必要となるものに係る費. 費用 費二三四活る

前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ 利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得な 4 D

(運営規程)

ければならない

次に掲げる事業の運営 指定介護予防通所介護事業所ごとに、 **百一条** 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介計 ついての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種、 営業日及び営業

日及び営業時間

指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 定介護予防通所介護の利用定 犻

ての留! 常の事業の実施地域 熈

急時等における対応方法 に当たり、 ービス利用 \$ 腦 | 二三四五大七八九十

その他運営に関する重要事項 非常災害対策

(勤務体制の確保等)

VQ. **|二条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供でき 指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 第百.

当該指定介護予防通所介護事 だし、利用者の処遇に直接影 ただし、 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、 fの従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。た .及ぼさない業務については、この限りでない。 を及ぼさない業務 所の従業者 る業變

その研修の機会を 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、 保しなければならない。

- 第一項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならな ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 თ 💲
- 4 相応介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百二条第一項から第三項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

運営の基準 第四節

(利用料の受領)

第五一条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供1 {にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用3
{との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 **24** 表際 進網

次に掲げる費用の額の支払を利用 3 指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、 者から受けることができる。

定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要す 利用者の選 ı

日部任認められ な認 Ò4 (便宜のうな)とが適当と a供される(lさせるこ サバゴロン選んによう、四日のチャンケルであるバーンの強化し口。 でから 費用 まむつ代 国 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供されておいても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担される費用

別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじ・ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得。 前項第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣、 指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用の額に係 利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費 ければならない。

(運営規程)

次に掲げる事業の運営 Ŋ 指定介護予防通所介護事業所ごと **第百二条** 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない 係る重

数及び職務の内容 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職

業日及び営業時間

定介護予防通所介護の利用定員 笳

指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 意事項 通常の事業の実施地域

ービス利用に当たっての留 緊急時等における対応方法 | 二三四五大七八九十

その他運営に関する重要事項 非常災害対

(勤務体制の確保等)

にとが **第百三条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することできるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

当該指定介護予防通所介護: :だし、利用者の処遇に直接! ただ 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。た警を及ぼさない業務については、この限りでない。

その肝修の機会を 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、 しなければならない。 確保し

とができ 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送るこう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第百三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関 期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その 指定介護予防通所介護事業者は、 :び連携体制を整備し、それらを定す 第**百四条** 指定介護予防通所介護事業³ への通報及び連携体制を整備し、それ¹ 他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

食器その他の設備又は飲用に供す **西五条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の記について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

又はま 当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、 よう努めなければならない。 指定介護予防通所介護事業者は、ミ しないように必要な措置を講ずる。 Ø

(記録の整備)

N

備品及び会計に関する諸記録を整備しておか 設備、 従業者、 第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、 なければならない。

号に掲 <u>所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次の各⁴</u>その完結の日から二年間保存しなければならない。 指定介護予防通所介護事業者は、 る記録を整備し、

介護予防通所介護計画

次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録 一二三四四五

次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につい 三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 次条において準用する第3

(無無)

酒七条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第十六条まで及び第五十二条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合におい、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介予防通所介護従業者」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と話 護予防通所介護従業者」 み替えるものとする。 第百七条

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五部

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

計画的に行わ その目標を設定し、 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、 なければならない 百八条

ب ج بّ 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行う主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。 ผม์

(定員の遵守)

第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第百五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじ 市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス 「福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。 又は福祉サ

乳幼児等特に配慮を要す 障害者、 非常災害時において、高齢者、 4 指定介護予防通所介護事業者は、 者の支援に努めるものとする。

(衛生管理等)

10

食器その他の設備又は飲用に供す 水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 利用者の使用する施設、 第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、

当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、 よう努めなければならない。 2 指定介護予防通所介護事業者は、当 ん延しないように必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

備品及び会計に関する諸記録を整備しておか 設備、 従業者、 第百七条 指定介護予防通所介護事業者は、 なければならない。

に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記 2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護 録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

介護予防通所介護計画

次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置につ

(無無)

第四八条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十一条から第三十八条まで及び第五十四条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第百二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第百二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十五条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十五条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十五条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と記りをする。

介護予防のための効果的な支援の方法の基準 第五節

計画的に行わ その目標を設定し、 よう、 (**指定介護予防通所介護の基本取扱方針) 百九条** 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資する。 なければならない。

あに、 2 指定介護予防通所介護事業者は、その提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとど 治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能1上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではな当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営とができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらな დ *⊝* ~ か い い

ことができるような方法 利用者がその有する能力を最大限活用する 所介護事業者は、利用者がそ 供に努めなければならない。 よるサービスの提 予防通 指定介書 4

Ŕ ュニケー回切な働きが 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミ、ションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適けに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第百九条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱 方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 百九条

一ドスターがあり日の 仮達やサー 境等利用者

■ 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活金機の状況及び希望踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サースの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。

当該計画の内容に

当該介護予防 その内容 んぱん ■ 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当治って作成しなければならない。■ 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、 所介護計画を利用者に交付しなければならない。 用闸

指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族 、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 ★ 指定介護予防通所介護の提供に当たっ 営むのに必要な支援を行うものとする。
 ★ 指定介護予防通所介護の提供に当たっ 対し、サービスの提供方法等について、理 人 指定介護予防通所介護の提供に当たっ サービスの提供を行うものとする。

定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって

力、指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

ندٌ ا 当該記録を当該サーr しなければならない。 録し、 ほれ に報告 [➡ 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に

に応じて介護予防 心要(モニタリングの結果を踏まえ、 ť 参 指定介護予防通所介護事業所の管理: 護計画の変更を行うものとする。 **+** - # 通所介謂

について準用す 号に規定する介護予防通所介護計画の変更 ء 第十号までの規定は、 一号から 紙

供に当たっての留意点) (指定介護予防通所介護の提)

極 次に 点から、 介護予防の効果を最大限高める観 供に当たっては、 定介護予防通所介護の提供に当た・ 意しながら行わなければならない。 指留 **1百十条** 指 る事項に

)運動器の機能 目的とするもの 国立した日常生 ズスの提供に当 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者のいの向上、栄養状態の改善、口腔(くう)機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目にではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービたらなければならない。

Ń とがいま 10 利用者がその有する能力を最大限活用す 指定介護子防通所介護事業者は、利用者がそよるサービスの提供に努めなければならない。 4

のコミュニケーよう適切な働き 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するようけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針) 第**百十条** 指定介護予防通所介護の方針は、第九十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱 方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

まええ 報伝達やサービ境等利用者の日 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情当者会議を通じる等適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環活全般の状況の的確な把握を行うこと。

望を踏り ■ 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希に、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、、供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。

当該計画の内容 その内容 んば、

当該介護予防

利用者が日常生活 介護予防通所介護計画に基づき、 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、

もって 利用者又はその家族 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を کہ الم 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこ 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、 ★ 指定介護予防通所介護の提供 営むために必要な支援を行うこと。
 ★ 指定介護予防通所介護の提供 対し、サービスの提供方法等につ。
 ٨ 指定介護予防通所介護の提供 対し、サービスの提供方法等につ。

力 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この項において「モニタリング」という。)を行うこと。

当該記録を当該サービ しなければならないこ ... ₩ 戦に ★ 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録しの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に幸

イ介護予防 必要に応じ νý モニタリングの結果を踏ま ┿━ 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、 通所介護計画の変更を行うこと。

前号の介護予防通所介護計画の変更 定は、 での規 ;₩ 一号から第十号 継

3 4 VQ. とができ ij 利用者が成年後見制度を活用する 必要に応じ、 指定介護予防通所介護事業者は、 しなければならない。 四層

砨 所介護の提供に当たっての留意、

於 観点から、 介護予防の効果を最大限高める 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、 に留意しながら行わなければならない。 (指定介護予防通) |**百十一条**指定介| 掲げる事項

- アセスメント において把握 O、効率的かつ び下同じ。) (い下同じ。) (いかではまえつり、 10 予防支援 ビスの提供に当たり、介護予防支記に規定するアセスメントをいう。」による当該課題に係る改善状況等: 定介護予防通所介護事業者は、サー1 介護予防支援等基準第三十条第七号に 課題、指定介護予防通所介護の提供は サービスの提供に努めること。 (指定介護子 された課題、 柔軟なサーL
- は口腔機能向上 等の適切なもの ドスメスノイン 上サービス、栄養改善サー において有効性が確認され、 運動器機能向上 国内外の文献等に 图. 事業者は っては、 i通所介護事業 -るに当たって 9定介護予防ジェスを提供する こと。 - と。 指がいが コチャ
- とに十条に規 ご残 通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者である。者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、、制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。 理体制 公職予防道で、 利用者に 全衛 単体制 治暦に |動庫] 小の記録を記述する。

- **理体制等の確保)** ・ 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等 ・ 合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、 : 治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならな (安全管理(5**五十一条** 指 3生じた場合に 5そかれ主治の が速
- に数 靊 るための環境整 転倒等を防止す 9 ビスの提供に当た 1 所介護事業者は、 2 指定介護予防通 なければならない。
- 圧等を測定する等利用者 努めなければならない。 当たり、事前に脈柏や血/ ービスの内容とするよう{ 弁にごかかり 業者は、サービスの提 もに、無理のない適度 j所介護事≱ はするととも 指定介護予防通 日の体調を確認、 川

ო

者の体調の変化 への連絡を行う - も、利用² :治の医師~ において き速 41 インると合には、 行なり、 、スの提供を行るの他必要な サービンナ場合名 じた場 ない。 **町介護事業者は、、** 精状の急変等が生じァ 費じなければならない 予防通 り、 満者 置を購」 後に移るなる。 指定介護 常に気を⁷ 4の必要な 4 ご 弾

る基準 に関す 基準該当介護予防サービス| 第六部

(従業者の員数)

- **百十二条** 基準該当介護子防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」とう。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 「基準いう。 徙

- 生活和∞、ている時間帯に生活相談員、3. でいる時間帯に生活相談員、3. でいる時間帯に全活相談員、3. でいる時間帯に全活相談員、3. でいる時間帯に全活を当該基準該当介譲予防通可企業と記められる数が、 する では、 する では、

- メソア 5 1 - るアセス/ における 善状況等 予防支援に に係る改善 攤/ 介票 り、が影響 たる 当よ 出出 : 一ビスの提(|所介護の提() |ること。 護予防通 供に努める ■ 指定介護予防通所介護事業 おいて把握された課題、指定介 効率的かつ柔軟なサービスの提
- 5(くう)機能調査なもの ・ビス又は口腔(なれている等温) 栄養改善サー] 有効性が確認 3 運動器機能向上サービス、 、国内外の文献等において は、はなれば、ないなど 定介護予防通所介護事業者! 一ビスを提供するに当たってこと。
 - JU K/K こ次 10 者となるのでになることにいい。 /定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢3.慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないと、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮す?

- きに利用者に病状の急変等 周知徹底を図るとともに、 らかじめ定めておかなけれ (安全管理体制等の確保) 第百十二条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っていると が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に 速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあり ばならない
- 用者 等利 靊 を防止するための環境整 転倒等 2 ビスの提供に当 4 事業者は、 予防通所介護: 指定介護予防 ければならない。
 - らない 血圧等を測定する。 う努めなければな Jに脈柏や』 : とするよう : り、事前に 、スの内容 ? い当たりサービン なか 、サービスの提供 無理のない適度な |事業者は、 |ともに、無 指定介護予防通所介護 日の体調を確認すると 训 **m** €
- fの体調の変化 vの連絡を行う への連続 利用者 医部へ においても、# !やかに主治のB き速 ريد っていると 引合には、 () な場 を要 スの提供を その他必要 ∑」(□ 通所介護事業者は、サー病状の急変等が生じた場でなければならない。 5通所介護事 病状の急数 でが難が 予防 指定介護子に気を配りなって、要な措置を ぎが

ビスの基準 基準該当介護予防サー 第六節

(従業者の員数)

- 以はこれに相当するサービス(以 準該当介護予防通所介護事業者」 事業所」という。)ごとに置くべ の員数は、次のとおりとする。 第**百十三条** 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護プ 「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基達 いう。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護 従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の
- 供務 護を提() 対勤別 して得プ **貸予防通所介護を** 5者に限る。)が 0時間数で除して **☆護子** たる者な 帯の時 当当声 ごとに、当該基準該当 5通所介護の提供に当 隻を提供している時間 ■ 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごととている時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当介護予防通所でいる時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を打が一以上確保されるために必要と認められる数
- にが分 ■ 看護職員
 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
 ■ 介護職員
 基準該当介護平防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数別という。) で除して得た数が利用者(当該基準該当介護予防通所介護手援等)が選予防通所介護をいている所ででは、当該事業が所護をいる以下で同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当分護予防通所介護の場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当分護予防通所介護の場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所においての場合にあっては一切上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

nm/ 能訓練指導 鐩 凮

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同て同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数後、基準設当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

三号の介護 *₩* . | <u>.</u> " |該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第 |二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同 一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。 基準該 京野-る 職

他の基準該 及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、 通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 第一項》 |介護予防河

前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 に対して一体的に行われるものをいう。 Ŋ

第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものと رير **ه**

アキグ

業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所 合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項ま たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみな

岩を置かなければならな 基準該当介護予防通所介 に従事することができる :当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理: |当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該7 |に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務| 基準該 基準該 落 第**百十三条** 基準記い。ただし、基準認護事業所の他の職務 とする。 \$00°

(設備及び備品等)

第1日四条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなけ ればならない。

項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 前項に掲げる設備の基準は、 N

その合計し J 4 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものた面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合もっては、同一の場所とすることができる。 ■ イにかかい 障がない広さ にあっては、[

されている 等により相談の内容が漏えいしないよう配慮 遊へい物の設置 生活相談を行う場所

専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければなら る基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 第一項に掲げる設備は、」 。ただし、利用者に対す し、利用 ო

的に運に関す 「一体的に〕 。設備に関[・] 業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一/ サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する認 基準を満たしているものとみなすことができる。 該当介護予防通所介護の事業。場合については、指定居宅サーもって、前三項に規定する基準 基準該当 される場合 基準をもっ 4 河 1/3

(無用)

2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

において回 に支障がない場合は、 に、第一に、次通り が に に に 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごと (前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員 常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。 **ი** 🎚

にあってその提供が同時に 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護 一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

他の基準該

一項第三

5ための訓練を こができるもの 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるもの

|一の事業所 |頃から第六 とみなす 3 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百三十二条第一項から第の項までに規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなっことができる。

専らその職務に従事する管理者を置かなければならな理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介・S他の事業所、施設等の職務に従事することができる 第百十五条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなけ 第五十四条 基準該当介護予防通所介護事業所は、1 い。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理 護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあえ ものとする。 (設備及び備品等)

ればならない。

10 かか 次のとおり 前項に規定する設備の基準は、

供に支 を確保 その合計 Sにはその提供! iがない広さをA ريـ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所4 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するもの。 た面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ı

なれているこ 供の際にはそのf に支障がない広 より相談の内容が漏えいしないよう配慮: ■ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の程も障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施にすることができる場合にあっては、同一の場所とすることができるよと。 等に。 遮蔽物の設置 活相談を行う場所

ものでなければな の限り IJ するも 1合は、 項に規定する設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供す ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合 33 郷一. でない。 一体的に運 する設備の でに規定するができる。 引一の事業所において-この第三項までに規定す : みなすことができる。 とみなす 4 営業

(無用)

第四十六条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条から第三十一条から第三十四条まで、第三十五条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条から第三十八条まで及び第五十四条並びに第一節、第四節(第百一条第一項及び第百八条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項及び第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第百十六条において準用する第百二条)と、第二十条第一項及び第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第百十六条において準用する第三十一、2004年により利用者に代わって支払を受ける所置が下防が下が護予防制所護により利用者に代わって支払を受けるが護予防中一ビス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防制所、第」とあるのは「本準該当介護計)と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防制所第」とあるのは「基準該当予護」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当予護百一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 第四十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十四条、第三十四条(第五項及び第六項を除く。)、第三十四条の二から第三十六条まで及び第五十二条並びに第一節、第四節(第百条第一項及び第百七条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護子に第一部、第四節(第百条第一項及び第百七条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護子の通子が通子が通子が通子が通子が通子が通子をにおいて準用する第百一条」と、第八条及び第三十条中で第二十六条」とあるのは「第百十五条において準用する第百一条」と、前間が護員等」とあるのは「有百十五条第二十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予が持ずで減予的が制作護にいいて法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防力・でス書の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防力間介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護」とあるのは「基準該当分議予防通所行護」と、第三十条中「計局介護」とあるのは「介護予防通所介護」とあるのは「基準該当分議予防通所分護」とあるのは「基準該当分議予防通所介護」とあるのは「基準該当分議予防通所介護」とあるのは「基準該当分護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

108

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(以下「指定居宅サービス等条例」という。)及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」(以下「指定介護予防サービス等条例」と立ちまでは、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号)及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に関係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条) 指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。 ア 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院 をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の診療所をいう。以下同じ。) 又は薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項の薬 局をいう。以下同じ。)が行う場合の次のサービス

- 居宅療養管理指導
- ·介護予防居宅療養管理指導
- イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス
 - 訪問看護
 - 介護予防訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・介護予防通所リハビリテーション
 - 短期入所療養介護
 - ·介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めること

を義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13) ④、(23) ②及び(25) の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

··············· (中略) ··············

6 通所介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価 (指定居宅サービス等条例第百四条第二項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照する こと。

- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用 (指定居宅サービス等条例第百五条第二項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
- (3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定居宅サービス等条例第百八条第四項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照する こと。
- (4) 非常災害対策

(指定居宅サービス等条例第百十条)

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第八条の規定により防火管理者を 置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとす る。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所に おいても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ず る計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を とるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民 との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう な体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるよ うにしなければならない。

- アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に 対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、 事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と 相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求める ものである。
- 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障 害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援 をすることを求めるものである。
- (5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第百十二条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照する

こと。 基準省令解釈通知第三の六の3(3)④の「二年間」は、指定居宅サ ービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(6) 準用

(指定居宅サービス等条例第百十三条) 準用の規定により、1の(1)を参照すること。

- (7) 指定療養通所介護
 - 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第百二十条第一項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照す ること

具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第百二十三条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照す

記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第百三十条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照す ること。

基準省令解釈通知第三の六の5 (4) ④のハの「二年間」は、指定 居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(指定居宅サービス等条例第百三十一条) 準用の規定により、(1)、(3)及び(4)を参照すること。

(8) 基準該当通所介護

(指定居宅サービス等条例第百三十五条)

準用の規定により、(1)から(5)まで及び1の(1)を参照する こと。

(中略) *****

第三 介護予防サービス

1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

6 介護予防通所介護

(1) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定介護予防サービス等条例第百三条第四項) 介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を 参照すること。

(2) 非常災害対策

(指定介護予防サービス等条例第百五条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情 (津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏ま え、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等) ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1 選問程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能 である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則 第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、 地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法 第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあっ てはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくても よいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を 定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるもの とする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を とるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民 との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう な体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるよ うにしなければならない。

- イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に 行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に 対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- ウ事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、 事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と 相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求める ものである。
- エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第百七条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を 参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の6(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第百九条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を 参照すること。

- (5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用 (指定介護予防サービス等条例第百十条第二項) 介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を 参照すること。
- (6) 準用 (指定介護予防サービス等条例第百八条) 準用の規定により、1の(1)を参照すること。
- (7) 基準該当介護予防通所介護 (指定介護予防サービス等条例第百十六条) 準用の規定により、(1)から(5)まで及び1の(1)を参照する こと。

確 認 事 項	澚	Ķπ	【介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
第1 基本方針			[赤P143~、P1011~]
【通所小蔵】 → 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(以下、「居宅条例」第99条 * 通所介護の基準運営の方針は、「要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負押の軽減を図るものとして行う。」という基本方針に沿ったものしたのでいた。	捯	K □	・運営規程
C 4 2 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	// // // // // // // // // // // // //	Ka	・運営規程
、マンラル。 * 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、 規則等に反した内容となっていないか。	澚	Ku	・ペンフレット等
第2 人員に関する基準			[赤P143~、P1011~]
* 指定通所介護事業者と介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、介護予防通所介護従業者の員数を満たすことをもって、従業者の員数を満たしていることとみなすことができる。			
(1) 佐業者の員数等 → 居宅条例第100条 予防条例第98条 (1) 生活相談員 ①指定通所介護の単位数にかかわらず、通所介護の提供を行う時間 数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員を提供日ごとに1以上確保 生活相談員のサービス提供開始時刻から終了時刻) 2社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者か。 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年動令第389号)に基づく大学、旧声等学校令(大正7年動令第389号)に基づく大学、旧声等学校令(大正7年動令第389号)に基づく大学、旧声等学校令(以正7年動令第389号)に基づく大学、旧本学会、任政会福祉に関する科目を修めて卒業した者 三 社会福祉上 関立を持ておいて、建生労働大臣 指定の養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉上 第4年保護福祉士 1年労働大臣指定の養成機関及は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉土 四 厚生労働大臣指定の養成機関及は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉土 本 学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者)	捯 捯	Ka Ka	- 職員名簿、勤務表 - 出勤簿 (9444-1°) [青P285 問63, vol2問 11,問12] [青P286 問65] - 資格証、職員履歴書 社会福社法第19条各号 同法施行規則第1条 [赤P769 第5条2]
七 介護支援専門員 (H24.6.8~)			【H24.6.8長寿第500号】

四

卅

点検年月日:平成

所名:

事業

点検担当者:

က က

事業所番号:

- 1/11 -

(通所介護·介護予防通所介護)

自己点検シート

平成25年度

(人員・設備・運営編)

(平成25年4月版)

[[介護報酬の解釈] 参照頁],確認書類	・職員名簿、勤務表 ・出勤簿 (クイスクード) ・資格証、職員履歴書	・職員名簿、勤務表 ・出勤簿 (タイムカード) ・利用者の数がわかる 書類 【青P286 問65】		・職員名簿、勤務表 ・出勤簿 (クイスクード) ・兼務辞令 ・資格証、職員履歴書	【H24.6.8長寿第501号】	·健康保險、雇用保險 資格取得事業者控え	 ・運営規程 ・職員名簿、勤務表 ・出勤簿(タイルトト、) ・健康保険、雇用保険 資格取得事業者控え 	·組織図 ·職員名簿、勤務表 ·出勤章 (タイムカード) ·健康保険、雇用保険
KΠ	Ko Ko Ko	Ka	Ka	Ka Ka		Kα	Ka Ka	Кп
澚	烟 烟烟	捯	捯	捯 捯		捯	捯 捯	捯
雅 認 事 項		(3) 小健職員 ①通所介體の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所 介護の提供に当たる介護職員を確保しているか。 ※提供時間数 当該単位における平均提供時間数 利用者ごとの提供時間数の合計・利用者数 ※単位ごとに確保すべき小護職員の勤務延時間数 ア)利用者数が15人まで 単位ごとに確保すべき動務延時間数	イ)利用者数16人以上 単心に解け性秘語職=(利用者数−15)÷5 +1)× 時間数 ②通所介護の単位ごとに常時1名以上の配置が必要。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の 介護職員等として柔軟な配置を行うことが可能。	(4) 機能訓練指導員 ① 1以上 (常勤要件や専従要件はない) ※個別機能訓練加算(1)を算定する場合は、サービス提供時間を 通じて、常勤専従の機能訓練指導員を配置 ②次のいずれかの 資格を有する者 か 単学療法士、「件業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、 * 1 度 1 よ 1 を 1 ま 1 ま 1 ま 1 を 1 ま 1 ま 1 を 1 ま 1 ま	のん字マッサーン指圧師 ※相席員を加置する必要がある(H25.6.30までには、有資格者 の機能訓練指導員を配置すること)。 ※利用者の日常生活やレクリエレーション、行事を通じて行う機 能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼 務して行っても差し支えない。	(5) その他 ①生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常動か。	 2 利用定員10人以下である場合の従業者の員数等 ①単位ごとに、専従の<u>小護職員又は看護職員を常時1人以上配置しているか</u> ②生活相談員、看護職員又は介護職員のうち、1人以上は常勤を配置しているか。 ※機能訓練指導員の配置は、上記(4)のとおり。 	3 管理者 → 居宅条例第101条 予防条例第98条 * 専らその職務に従事する常動 の管理者か。 ただし、 管理上支障がない 場合は、①は②との兼務可。 ①当該事業所のその他の職務(通所介護従業者) ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務=管理業務とする。

<u>117</u>

確 認 事 項	- –	Kπ	[[介護報酬の解釈] 参照頁]・確認書類
無務と (事%)			【赤 P 24・(3)常勤】 【赤 P 24・(4)専ら】
ー油灯パ酸官牲者と別向沂豫員(寺化) =通所介護管理者と入所施設者護職員(専従) =他の法令で「専任」を求められている職			
第3 記(備 二関 する基準 → B宅条例第102条 予防条例第100条			[赤P147~、P1013~]
* 指定通所介護事業者が介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に適宜されている場合については、介護予防通所介護の設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしていることとみなすことができる。			
: 韓 音 デ ※ そ フ 点		否否否否否	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(け校配校との共和不会託表施も可能)・送迎用車両が整備されているか。 ④建物・設備は高齢者向けのものとなっているか。 ※手寸り、スローブ等の設置	烟 烟 烟	Ka Ka Ka	・分託米約書・備品台帳・岡山県福祉のまちぐへり条例参照
 (2) 設備基準を満たしているか。 ①食堂及び機能訓練室 ・合計面積が、内井(内寸) で3 m[*] ×利用定員以上あるか。 ・ 	뾛 뾛 糰	Ka Ka Ka	【終P255 (11】
②相談室 遊ぶい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。 ③静養室 利用者のプライバシーの確保に配慮されているか。	煙 煙	Ku Ku	
(3) 設備の専用 設備は、専ら通所介護の事業の用に供するものか。* 利用者に対する通所介護の提供に明らかに支障がない場合に 限り、他の事業と兼用が可能。	// // // // // // // // // // // // //	Kα	
4 運営に関する基準			[赤P148~、P1013~]
 内容及び手続の説明及び同意 → 居宅条例第9条 準用 (1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ・当該同意は書面によって確認されているか。 ・重要事項を記した文書は分かりやすく、不適切な事項や記載橋かけない。 	烟 烟烟	Ka Ka Ka	→ 【県解釈通知 第二-6-(6)
※4544年でである。 ※重要専項長心を要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④書情処理の体制【関連29(1)】			- 3-6-1-(1) 年刊 第三-6-(6) →第三-1-(1) 準用 ・重要事項説明書 ・同意に関する書類 ・利用申込書

確認事項	蝈	KΠ	[[介護報酬の解釈] 参照頁]・確認書類
2 提供拒否の禁止 → 居宅条例第10条 予防条例第10条 準用 * 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 **エッシュエーかる	澚	Kα	
※出当な担用の例 ①事業所の現員からは利用申込に応じされない。 ②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③適切な通所介護を提供することが困難である。 * 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していない か。	澚	Кп	
3 サービス提供困難時の対応 → 居宅条例第11条 予防条例第11条 準用 * 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介を行っ ているか。	捯	Ķп	
 4 受給資格等の確認 → 居宅条例第12条 予防条例第12条 準用 (1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者配によって確認しているか。 ○ 沖保総書格格 	澚	Кп	・利用者に関する記録 (フェイスシート等)
②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 ・確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)	捯	KΠ	
(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、当該意見に配慮したサービスを提供するよう努めているか。	捯	KΠ	
 5 要小護認定等の申請に係る援助 → 居宅条例第13条 予防条例第13条 準用 (1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 	捯	Kп	
※必要な援助=既に申請が行われているかどうか確認し、申請を していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、 申請を促すこと。			
【 居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 更新の申請は、 <i>有効期間の終了する60日前から、</i> 遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。	捯	Kū	
6 心身の状況等の把握 一居宅条例第14条 予防条例第14条 準用 * サービス担当者会議等(本人や家族との面談)を通じて、利用者 の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況 の把握に努めているか。	捯	Кп	・サービス担当者会議の要点の記録
 7 居宅介護支援事業者等との連携 → 居宅条例第15条 予防条例第15条 準用 (1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者との連携を図っているか。 	捯	Кп	・情報提供の記録
(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者との連携を図っているか。	澚	Ku	・指導の記録

離
\langle
出
浬

確 認 事 項	ূ	KΠ	『介護報酬の解釈』参照頁』・確認書類
 8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 → 居宅条例第16条 予防条例第16条 準用 (法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合) ** 法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。 ※要件 ①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、 ②その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。 	捯	Кп	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供→ 居宅条例第17条 準用* 居宅サービス計画に沿った通所小観を提供しているか。	澚	Кп	・通所介護計画書 ・居宅サービス計画
10 居宅サービス計画等の変更の援助 → 居宅条例第18条 予防条例第18条 準用 日 日 に (居 を 子 (日本) と場合 (日本) と場合 (日本) とまた (日本) また (日本) 自由 を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	圏 圏	Ka Ka	
 11 サービス提供の記録 → 居宅条例第20条 予防条例第20条 準用 (1) 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 (2) 利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。 	澚 澚	Ka Ka	・通所介護記録・サービス提供票
12 利用料等の受御 → 居宅条例第103条 予防条例第101条 [法定代理受領サービスに該当する場合] (1) 1割相当額の支払いを受けているか。	捯	Ka	・領収証控
(法定代理受領サービスに該当しない場合)(2) 10割相当額の支払いを受けているか。・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。※基準限度額超え、個人的な選好による介護予防サービス等	捯 捯	Ka Ka	・介護給付費請求書 及び明細書
【その他の費用の支払を受けている場合】 (3) 下記の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されている。	澚	K	
13.7.1、91、91、91、91、91、91、91、91、91、91、91、91、91	掴 丼	Ka k	・運営規程・領収証控・ショロギン間よる記録
H6	團 潿 潿 潿	(a Ka Ka Ka	・利用者に関する記録
・「その他の日能生活費」の対象となる便宜の中に、支払を受けることができないもの(保験給付の対象となっているサービス)が含まれてないか。	焵	Kı	[緑P256~ 03~07] [赤 P 1212~P1217] [赤 P 1212~通所介護
「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による毎日のも対々やはていない。	捯	Kα	等における日常生活に要する費用の取扱いに ついて】
・「その他の日常生活費」の受賞は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。	捯	Ка	[緑P221~ 01~08] [緑P257~ 08、09]

解 縠 車 項	揮	Kı	[[个籍場場の解釈] 念昭百]・確認書籍
à	Į	1	William Provide Bright State III
(4) (3)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。 上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。	捯 捯	Ka Ka	・同意に関する記録 【赤P1216~介護保険 施設等における日常生 エ曲なの必留け入り
・シル。 シアル の様の形形としては区分される費用(権好品購入費等)についても、回籍の形形にソートいろか。	澚	K	百月子グメ東にフィース】
 (5) 利用料等の支払いを受けて都度、領収証を交付しているか。 (6) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象 外の中ビス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載 しています。 	捯 捯	K= K=	介護保険法第41条® 同法施行規則第65条
しているか。 ** 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 (上配(3) ①については課税となる)	捯	KΠ	
13 保険給付のための証明書の交付 → 居宅条例第22条 予防条例第22条 準用 (法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合) * サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。	捯	Кп	
 14 通所小護の基本取扱方針 → 居宅条例第104条 予防条例第109条 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう(介護予防に貸するよう)、その目標を設定し、計画的に行われているか。 	捯	Kα	・利用者に関する記録 ・通所か護計画
(2) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としたサービス提供となっているか。(予防)	澚	Кп	
(3) 提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っている。	澚	KΠ	→ 【県解釈通知 第一-6-(1)
4.9 ・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価 を行っているか。	澚	Kı	
・必要に応じ通所介護計画の修正を行うなど、改善を図っているか。 ・自ら行う評価に限らず、外部の者による評価 (利用者アンケート 等を含む) など、多様な評価方法を用いること。	捯 捯	Ka Ka	
 15 通所小護の具体的取扱方針 → 居宅条例第105条 → B宅条例第105条 (1) 通所小護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 	捯	Kū	・通所介護計画書
(2) 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等(通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等)について理解しやすいように説明を行っているか。	捯	KΠ	・重要事項説明書・パンフレット等
(3) 介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。・ 常に新しい技術を習得するために研鑽を行っているか。	捯 捯	Ku Ku	研修参加状況等がわかる書類
(4) 心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。	捯	K	・利用者に関する記録 ・相談・助言の記録
・9.7.。 ・2.7. ・2.7. ・2.7. ・3.7. ・3.7. ・3.7. ・3.7. ・4.7. ・4.7. ・4.7. ・5.7.	澚	Ka	
事業所外でサービスを提供した場合、次の要件を満たしているか。①効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。②あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。	捯	Кп	【赤P155(2)④】 【H19.7.2長寿第477号】

<u>119</u>

確 認 事 項	魍	Кп	【介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
(5) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な 契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場 合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者 又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を 活用することができるように支援に努めているか。	ূূ	Kı	→【県解釈通知 第二-6-(2) →第二-1-(3)参照 第三-6-(5) →第三-1-(5)参照
1 5 潭	掴 掴	Ka Ka	【赤P1020~九、十】 ・報告の記録
とも1回は、モニタリングを行っているか。 (3) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防支援事業者に報告しているか。	澚	Кп	・モニタリングの記録 及び報告の記録
16 通所小酸計画の作成 → 居宅条例第106条 予防条例第110条,第111条	 		
(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの	澚	Ķπ	利用者に関する記録 (アセスメント)
	澚	KΠ	通所介護計画書
タカチの者が当ましい)が取りまためを行っているが。 ・ 計画は、 サービスの提供に関わる従業者が共同して利用者ごとに 作成し ているか。	捯	Kα	
(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容 アシー・ジェル報も声をかけ、アンスを	捯	KΠ	・居宅サービス計画書・35年の雑型画書
「古むく国がJ限計画名作及しいのか。 ・ 通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、 通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるが確認し、必要に応じて変更しているか。	捯	Kα	・国内のには、
(3) 通所介護計画の (目標及び) 内容について、利用者又はその家族 に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	捯	Ku	・同意に関する記録
(4) 通所介護計画を利用者に交付しているか。	澚	Ķπ	
(5) それぞれの利用者について、通所小離計画に従ったサービスの実	澚	Ka	・通所介護記録ぎた・はから
高大児女ワ自衆の基本大児の民職 で行っているか。 ・ その実 施状況や評価につこて説明 を行っているか。	捯	KΠ	・評価を釆過した記録
17 利用者に関する市町村への通知 → 居宅条例第23条 予防条例第24条 準用 * 通所介護を受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく、 意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないこと により、要介護状態等の程度を増進させたと認められる。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けよう とした。	捯	₩	・市町村に送付した通知に係る記録
18 緊急時等の対応 → 居宅条例第28条 予防条例第25条 準用 * サービス提供時、利用者に病状の急変が生じた場合等は、運営規 程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医への連 絡を行う等の必要な措置を、事業所において講じているか。	捯	Кп	・運営規程 ・緊急時対応マニュア ル

[「介護報酬の解釈』参照頁]・確認書類	• 組織区 • 業務日誌等	- 重要事項説明書 ・ 職業規則 ・	・利用者名簿 ・運営規程 ・業務日誌 【緑P260 Q17】	→ 【県解釈通知 第二-6-(4) 第三-6-(2)】 ・非常災害対策計画 ・非常災害時の連絡体 系図等
Кп	Ka Ka	否否 资资 医贫寒寒寒寒寒 医 杏 医东京	Ka Ka	Ka Ka
澚	捯 捯	捯捯 捯捯 捯捯捯捯捯捯 捯 捯 捯捯捯捯	捯 捯	捯 捯
雅 認 事 項	19 管理者の責務 → 居宅条例第56条 予防条例第54条 準用(1) 管理者は、従業員の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。	* 運営規題 → 居宅条例第107条 予防条例第102条 * 運営規程に次の①~⑩が記載されているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ・ 介護予防サービスを実施している場合は、介護予防サービス について目的及び運営の方針が規定されているか。 ②従業者の職権、員数及び職務の内容 ・ 延長サービスを行う時間 ・ 延長が同時をの内容を受け、提供時間帯とは別に を受して、一 2000年に、 2000年に、 2000年に 2	22 左員の選令 → 居宅条例第109条 予防条例第104条 * 利用定員は守られているか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は可) * 特定高齢者に対する通所型介護予防事業を受託して通所小護事業と一体的にサービス提供を行う場合は、合計人数が利用定員以内となっているか。	23 非常災害が衰 → 居宅条例第110条 予防条例第105条 (1) 非常災害に関する具体的な計画があるか。 ★具体的な計画とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処 する計画のことで、上砂災害危険箇所等、施設の立地環境に見合 った計画が求められる。 (2) 非常災害時の通報及び連携体制を職員に周知徹底しているか。

<u>120</u>

確 認 事 項	澚	Kα	『介護報酬の解釈』参照頁』・確認書類
な訓練を定期的に行って当時におかん	澚 痺	ı Kı Kı	• 訓練記録
ら支援、協力体制の整備に努めているででである。 ま常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の 資害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可 表接を行うこと。	則 捯	п Кп	
【防火管理者の選任義務がある防火対象物=収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人以上】 * 消防計画があるか。消防計画を届け出ているか。 * 消防計画の策定及び消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。 ①延べ面積300㎡以上=甲種防火管理講習修了者 ②延べ面積300㎡未満=甲種又はこ種防火管理講習修了者 【防火管理者の選任不要=収容人員(従業者と利用者数を合算)が3	捯 捯	K= K=	消防法第8条 [郷滅帝・豫集1(6)ロ] 老人福越雲(をたず (サービス セパチ)」(該当 ・消防計画 ・防計画
6 人未満】 *防水管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の 業務を行わせているか。	捯	KΠ	・消防計画に準ずる 計画
衛生管理等 → 居宅条例第111条 予防条例第106条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水 仕管理をしているか。	捯	Кп	
(2) 食中毒及び感染症が発生、まん延しないよう必要な指責を講じているか。いるか。・ 必要に応じて保維所の助言・指導を求めるアナギに、質に密接た・	圏 海	Ku K	・食中毒、感染症の対 策記録 ・研修記録 指道記録
連携を保っているか。 ・インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ	! 澚	I 1	- IN
症対策等については、別途通知による適切な措置を講じているか。 ・ 循環式冷槽の場合、適切な管理を行っているか。 ・ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	増 増	Ka Ka	査結果 ・消毒、換水、清掃な どの記録
25 掲示 → 居宅条例第34条 予防条例第31条 準用 (1) 重要事項を利用申込者等が見やすい場所に掲示しているか。 ※掲示が困難な場合には、利用者等離もが閲覧できるように、ファイル等に入れて、受付コーナー、相談室等に立てかけておくこ	捯 捯	K= K=	·重要事項說明書
とでも差し支えない。 (2) 掲示事項はすべて掲示されているか。 ①渾営規程の概要	捯	Kα	• 運営規程
○公本書の勤務の体制○公本書の勤務の体制○3古情に対する措置の概要(利用料及びその他費用の額* 掲示事項の内容は、重要事項説明書と同じ。* 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	捯 捯	Ka Ka	
26 秘密保持等 → B宅条例第35条 予防条例第32条 準用 (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、必要な措 ************************************	捯	Kα	・就業規則(服務)
■を講じているか。・利用者の個人記録の保管方法は適切か。(2) 従業者が退職した後においても、必要な措置を講じているか。(例えば、従業者の雇用時等に取決めなどの措置を行っているか。)	捯 捯	Ka Ka	・個人情報の保管場所 ・従業者の雇用時等の 取り決め
(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合 は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家 族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	捯	Кп	・個人情報の同意書 (利用者、家族)

所介護

確 認 事 項	ূ	KΠ	[「介護報酬の解釈」参照頁]・確認書類
27 広告Δ トロ 日	捯 捯	Ka Ka	・広告 ・パケフレット ・ポスター
28 居宅小護支援事業者に対する利益供与の禁止 → 居宅条例第37条 予防条例第34条 準用 * 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、会品その他の財産上の利益を供与していないか。	捯	Ka	
 29 苦情処理 → 居宅条例第38条 予防条例第35条 準用 (1) 苦情を受け付けるための窓口があるか。 ・ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等が定められているか。 ・ 苦情に対する措置の概要について重要事項説明書に記載するとともに事業所に掲示しているか。 ・ 利用申込者又はその家族に適切に説明しているか。 	烟烟烟 烟	Ka Ka Ka	・苦情を処理するため に講ずる措置の概要 ・重要事項説明書 ・掲示
(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。・ 苦情に対して速やかに対応しているか。・ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	捯 捯 捯	Ka Ka Ka	• 咕情記錄
(3) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行っているか。	捯	KΠ	
(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に報告しているか。	捯	Ka	
(5) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行っているか。	捯	K	
(6) 国保連からの求めがあった場合には、(5)の改善内容を国保連に報告しているか。	捯	Kı	
30 地域との連携 → 居宅条例第39条 予防条例第36条 準用(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業の予算に関して、市町村等が派遣する者が相談及び共助を行う事業の行うがよう。	捯	Ka	
ロ町村との治按な連続に劣めているが。 (2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を 得て行う事業にも協力するよう努めているか。	澚	Кп	
31 事故発生時の対応 → 居宅条例第40条 予防条例第37条 準用(1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡(休削が敷やこち) アンカンスか	捯	u	連絡体制図フェイスシンート
Frin、エインス、シング、シング、・ 単数を生時の対応方法が定められているか。 ・ 損害賠償保険に加入しているか。(又は賠償貸力を有するか。) (2)事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 ・ 県の指針に基づき、市町村に加え県(所管県民局)へ報告してい	河 河 河 河	Ka Ka Ka Ka	
るか。 ・ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じてい ぇゕ	捯	Kπ	
ッパ. (3) 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。	捯	Kα	

<u>121</u>

雅 認 事 項	廮	K	【介護報酬の解釈』参照頁】・確認書類
32 会計の区分 → 居宅条例第41条 予防条例第38条 準用 (1) 事業所ごとの経理を区分しているか。 (通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。)	捯	Кп	• 会計関係書類
33 記憶の整備 → 居宅条例第58条 予防条例第56条 (1) 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を根拠法令(労働法令、稅法、会社法等)等に基づき整備しているか。	捯	Kπ	・従業者に関する書類・設備、備品台帳
 (2) 利用者に対する通所介護の提供に関する次の記録を整備し、<u>その</u> 完結の日から5年間保存しているか。 	捯	Kū	1株青類 釈通知 -6-(5)
(1)通所介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 (4) 芸情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			→第二-1-(5)参照 第三-6-(3) →第三-1-(3)参照] ·通所介護計画 ·其施記錄 ·苦情記錄 ·事故記錄
第5 変更の届出等			介護保険法第75条 同法施行規則第131条
()	捯 捯	Ka Ka 1	・届出書類の控 ・平面図
・管理者は届け出ている者と一致しているか。・運営規程は届け出ているものと一致しているか。・変更の届出は変更後10日以内に行っているか。	掴 掴 掴	Ka Ka Ka	・従業者の勤務―覧表 ・運営規程
第6 介護給付費の算定及び取扱い	 		
基本的事項 1] 所定単位数 (割引の届出があればその額) により算定されている	捯	KI	· 介護給付費請求書
//。 (2) 『年生労働大臣が定める1単位の単価」に、報酬告示別表に定め ス単付数を垂じて管定されているか。	澚	Ķπ	及び労権書 【青P154】
。 中海アルス・オーニョン・アース できた。 できまず所在地が岡山市以外モその他地域、1単位=10円) ※参考(岡山市内=6級地、1単位=10・21円) (3) 1円未満の端数を切り捨てているか。 * [基本単位及び加算については、介護報酬編により自己点検]	捯	K	
第フ 業務管理体制の整備等			介護保険法第115条032
1 A 1 E 2	捯 捯	Ka Ka	[赤P1279~]
(3)法令遵守責任者名等、届出の内容が従業者に周知されているか。	澚	KΠ	
第8 介護サービス情報の公表			介護保険法第115条035
(1)当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表シュニューのエキをニュニスを	捯	KΠ	【緑 P 1093~】
	捯 捯	Ka Ka	

平成25年度 自己点検シート

(介護報酬編) (平成25年4月版)

(通所介護・介護予防通所介護)

事業所番号: 33				
事業所名:				
点 検 年 月 日: 平成	年	月	日()

106 通所介護費・406介護予防通所介護費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬(介護	の解釈の頁 介護予防
	施設等の区分(介護)			事業所規模に係る届出書	緑P657~ 平24告97·九) i i i i i i i i i i i i i i i i i i i
	小規模型事業所	前年度1月当たり平均利用延人員数	300人以内	 利用者数の記録	青P263第2の 7(4) 緑P50	/
	通常規模型事業所	前年度1月当たり平均利用延人員数	300人超750人以内	"	Q6~Q9 青P283	/
	大規模型事業所(I)	前年度 1 月当たり平均利用延人員数	750人超900人以内	"	vol2問10	/
	大規模型事業所 (Ⅱ)	前年度1月当たり平均利用延人員数	900人超	"		
	所要時間による区分 (介護)	3時間以上5時間未満	満たす	利用者に関する記録(アセスメント)、	青P266[注1] 青P282	/
	()1 1527	5 時間以上 7 時間未満	満たす	通所介護計画、居宅サービス計画、	問56~問59 青P283 vol2問9	
/		7時間以上9時間未満	満たす	サービス提供票	VOIZINIO	
		利用者の要介護状態区分(要介護 1 ~ 5)に応じて 算定(月途中の区分変更に注意)	合致	受給資格等の確認	青P261~ イ·ロ·ハ·ニ 青P265注1 青P266[注1]	
		通所介護計画上に位置付けられた内容を行うのに要す る標準的な時間で算定	満たす	通所介護計画、サービス提供票	緑P12Q2 緑P49Q1,Q3 緑P259	
/		居宅サービス計画に沿い通所介護を実施	実施	居宅サービス計画、実施記録	Q11~Q14 青P156通則 (3)	
	介護予防通所介護	利用者の要支援状態区分(要支援1、2)	合致	受給資格等の確認		青P1000注1 緑P58 Q26~Q28
		介護予防通所介護の実施	実施	実施記録		緑P261~ Q18~Q25 青P945通則(3)
	日割り請求にかかる 適用(介護予防)	区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	合致	受給資格等の確認	/	青P947 1(5) 下段
		区分変更(要介護⇔要支援)	合致	受給資格等の確認		緑P58 Q29、Q30
		サービス事業者の変更(同一保険者内のみ)	合致	契約日、契約解除日] /	
		介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症 対応型共同生活介護を受けている者	合致	利用日数の確認	/	緑P19~ Q12~Q14
		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養 介護を受けている者	 合致	利用日数の確認	/	
		介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている者	合致	利用日数の確認	/	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の	の解釈の頁
шшилл		点快争 块		1年心音規	介護	介護予防
	人員基準欠如減算 (1割を超えて減少し た場合)	人員欠如が発生した <u>翌月から、人員欠如が解消される</u> <u>に至った月まで利用者全員</u> について減算	合致		緑P683 平12告27・一 ハ	緑P698 平12告27·十 五口
	(介護・介護予防)	看護職員 「サービス提供日に配置された延べ人数」÷「サービ ス提供日数」<0.9	 滅算なし	出勤簿、勤務表、業務日誌	青P267 [注1·注2] ①~③ 青P285 問63, vol2問	同左
		介護職員 「当該月に配置された職員の勤務延べ時間数」÷「当 該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数」<〇. 9	 滅算なし	山封海、封仂衣、禾仂口畝	11	
		看護職員又は介護職員の配置(営業日毎)	満たす		赤P143~ 第93条	赤P1011~ 第97条
	人員基準欠如減算 (1割の範囲内で減少 した場合) (介護・介護予防)	人員欠如が発生した翌々月から、人員欠如が解消され るに至った月まで、利用者等全員について減算 (翌月の末日に人員基準を満たすに至っている場合を 除く)	合致		緑P683 平12告27・ ーハ	緑P698 平12告27· 十五口
		(看護職員) O. 9≦「サービス提供日に配置された延べ人数」÷ 「サービス提供日数」<1. O	減算なし	出勤簿、勤務表、業務日誌	青P267 [注1·注2] ①~③ 青P285 問63、vol2問	同左
		(介護職員) ○. 9≦「当該月に配置された職員の勤務延べ時間 数」÷「当該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数」 <1. 0	減算なし			
		看護職員又は介護職員の配置(営業日毎)	満たす		赤P143~ 第93条	赤P1011~ 第97条
	定員超過利用減算 (介護·介護予防)	定員超過利用(1ヶ月の利用者数の平均が利用定員を超える)が発生した翌月から、定員超過が解消される に至った月まで、利用者等全員について減算 「1ヶ月(歴月)のサービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた者の最大数の合計」÷「サービス提供日数」>利用定員	合致		緑P682 平12告27・ ーイ 青P266 [注1・注2]	緑P682 平12告27・ 十五イ 青P1001 第2の7(9) 同左
		災害、虐待等の受入等やむを得ない利用による定員超 過利用は減算は行わない。また、やむを得ない理由に より受け入れた利用者は、平均利用者数に含めない	 合致 	業務日誌		±205
		 運営規程に定められた利用定員以内(営業日毎) 	満たす		赤P159 第102条 緑P260 Q15~	赤P1015 第103条 ~Q17

106 通所介護費2/12

届出状況	点検項目	点検事項		点検結果	確認書類	介護報酬(介護	の解釈の頁 介護予防
	2~3時間の通所介護 (介護)	利用者のやむを得ない事情により長時間のサービス利 用が困難		満たす	利用者に関する記録(アセスメント等)	緑P630 平24告95· 十三	が設すめ
		2時間以上3時間未満のサービス提供		実施	実施記録	青P268注3 青P269[注3]	
	7~9時間の通所介護の 前後に行う日常生活上	7時間以上9時間未満のサービス提供		実施	通所介護計画、サービス提供票	青P268注4 青P269[注4]	/
	の世話 (介護)	9時間以上10時間未満		50単位	実施記録	青P284~ 問60~問62	
	(7) BZ7	1 0 時間以上 1 1 時間未満		100単位	実施記録		/
		1 1 時間以上 1 2 時間未満		150単位	実施記録		/
	中山間地域等に居住す る者へのサービス提供 加算	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が 居住		該当	利用者の基本情報	緑P727 平21年 緑P19 Q9	
/	^{加昇} (介護・介護予防)	通常の事業実施地域を越えてサービスを提供		合致	運営規程	青P268注5 青P269[注5]	青P1000注2 同左
/		別途、交通費の支払いを受けていない		合致	領収証		
	入浴加算 (介護)	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備		満たす	勤務表、入浴設備	緑P630 平24告95· 十四	緑P58 Q28
		 通所計画上の位置付け		あり	 通所介護計画	青P268注6 青P269[注6]	
	(介護予防は包括されている)	 入浴介助の実施		実施	実施記録		
	個別機能訓練加算 (I)(介護)	サービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職 務に従事する <u>常勤の理学療法士等を1名以上配置</u>		配置		緑P641 平24告96・ 十一イ	,
		非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日は、 算定不可		合致		青P270注7 青P271[注7]	/
		加算の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあ らかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周 知されている。		 合致 	出勤簿、勤務表、雇用契約書、組 織体制図、資格証	青P288 問69~72	
		通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練 指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間 は、通所介護事業所における看護職員としての人員基 準の算定に含めない。		合致			
		複数の種類の機能訓練項目を準備し、機能訓練指導員 等が利用者の生活意欲が増進されるよう利用者の選択 を援助し、選択した項目ごとにグループに分かれて活動し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されること。		実施	個別機能訓練計画書、実施記録		
		123	<u> </u>	<u> </u>		「小雑弗っ	<u> </u>

届出状況	点検項目	点検事項		点検結果	確認書類	介護報酬(介護	の解釈の頁 介護予防
	個別機能訓練加算(I) (介護)	機能訓練指導員その他の職種が共同して、利用者ごと に目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能 訓練計画を作成		実施	個別機能訓練計画書	月酸	月設と内
		個別機能訓練計画に基づく機能訓練の実施		実施	実施記録		/
		開始時及びその後三月ごとに一回以上利用者又はその 家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む) を説明し、記録する。		実施	個別機能訓練計画書、評価の記録		
		評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を 担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要 に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用 者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の 見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行う。		実施	個別機能訓練計画書、評価の記 録、報告の記録		
		個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担 当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所 の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるよう にすること。		あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録		
	個別機能訓練加算(Ⅱ) (介護)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する <u>理学療法士等を</u> 1名以上配置		配置		緑P641 平24告96· 十一口	
		当該理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者 のみが加算の算定対象	1	合致		青P270注7 青P271[注7]	
		加算の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている。			出勤簿、勤務表、雇用契約書、組 織体制図、資格証	青P287~ 問66~問68 問72,vol2問	
		通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練 指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間 は、通所介護事業所における看護職員としての人員基 準の算定に含めない。		合致			
		機能訓練指導員その他の職種が共同して、利用者ごと に目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能 訓練計画を作成		合致	利用者に関する記録(アセスメント等)、個別機能訓練計画書		
		身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施する。		合致			
		適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIAD Lの状況を把握し、日常生活における生活機能の維	合致				

106 通所介護費4/12

点検項目		占給結里		冲 韧	介護報酬の解釈の耳	
	***************************************			唯秘音規	介護	介護予防
担合	旦当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定すること とし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階 内な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かり		合致			
<u>居</u>	度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指 算員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の		合致			
ř	他に必要な一回当たりの訓練時間を考慮し適切に設定		 合致 			
7	るためには、計画的・継続的に行う必要があることか		合致			
佰	固別機能訓練計画に基づく機能訓練の実施		実施	実施記録]	1 /
家	家族に対して個別機能訓練計画の <u>内容(評価を含む)</u> <u>を説明し、記録す</u> る。		実施	個別機能訓練計画書、評価の記録		
打 (: 者	旦当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要 に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用 者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の		実施	個別機能訓練計画書、評価の記 録、報告の記録		
1: 0	当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所 D個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるよう		あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	も、別途個別機能訓練加算(II)に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算(II)を算定できるが、この場合にあっては、個別機能訓練即算(I)に係る常勤専従の機能訓練指導員として優別機能訓練加算(II)に係る機能訓練指導算(II)に係の機能訓練指導算の配置が必要である。また、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの		合致	出勤簿、勤務表、個別機能訓練計 画書、実施記録	青P288問68	
	事。	車(Ⅱ) 目標になるととというできない。	車(Ⅱ) 目標については、関連の関係を表している。	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	算(II) 目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当するが護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意象の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりですい目標とすること。 類似の目標を持ち両様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指達員が直接行うこととし、必要に応じて事まる。 「実施時間は、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回当たりの訓練時間を考慮し適切に設定する。」 実施時間は、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回当たりの訓練時間を考慮し適切に設定する。 生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があるるとから、機力過一回以上実施することを目安とする。 個別機能訓練計画に基づく機能訓練の実施があるるとから、機力過一回以上実施するためには、計画の上変にすることを目安と方の変度に対して個別機能訓練計画に基づく機能訓練の実施があるるとから、機力過一回以上実施することを目安と方の変度が対して個別機能訓練計画書、評価の記録を連旦して記録する。 評価内容や目標の空に対しての可能を記録を持つまた。 「実施 実施記録 関別機能訓練計画書、評価の記録を連旦して記録する記録 (実施 関別機能訓練計画書、評価の記録、報告の記録、報告の記録、報告の記録、報告の記録、報告の記録にすることのでは、別用者でとに保管され、常におより関策が必要主と、当まして、別金個別機能訓練が算(II)と算定している者であっても、別金個別機能訓練が算(II)に係る訓練を実施した場合は、同一目であっても個別機能訓練が算(II)と算定している者であっても、別金個別機能訓練が算(II)と等定している者であっても、別金個別機能訓練が算(II)と等定している者であっても、別金個別機能訓練が算(II)に係る訓練を実施することはできず、別に個別機能訓練が算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算員として従事することはできず、別に個別機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算員として従事することにできず、別に個別機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算)として従事することにできず、別に個別機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算員として従事することはできず、別に個別機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(II)に係る機能訓練計算(III)に係る機能訓練計算(III)に係る機能訓練計算(III)に係る機能訓練計算(III)に係る機能訓練計算(III)に係る機能訓練計算(III)に係る機能訓練計算(III)と算に表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	車(II) 目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階 内容 が ですい目標と持ち同様の訓練内容が設定された 5人程 度以下の小集団 (個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回当たりの訓練時間を考慮し適切に設定する。 大語機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、擬治型一回以上乗施することを目安とする。

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類		の解釈の頁
2000		本快事 换	ボスルス	唯心自 获	介護	介護予防
	若年性認知症利用者受 入加算 (介護・介護予防)	初老期による認知症	該当	利用者の基本情報	青P273注8 青P273[注8] 緑P54 Q16	青P1000注3 同左 緑P59 Q31
		若年性認知症利用者ごとに個別の担当者(介護職員) を定める	 該当	通所介護計画、実施記録	緑P641平24台 緑P54 Q17、G 緑P77 Q37	
		利用者に応じた適切なサービス提供	実施			
	栄養改善加算 (介護・介護予防)	管理栄養士を1名以上配置	配置	出勤簿、勤務表、資格証	青P274注9 青P275[注9]	青P1006二 青P1006第2 の7(3)
		管理栄養士、看護・介護職員等が共同した栄養ケア計 画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)	緑P55 Q19	
	緑P841~P846	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	利用者又は家族が同意した旨の記録	緑P56 Q21	
		計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の「 記録」	あり	栄養ケア提供経過記録(参考様式)	緑P62~ Q40	
	ついて」参照	栄養ケア計画の評価、ケアマネ等に対する情報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)	青P1012問13	11
		定員、人員基準に適合	 該当		緑P642 平24 告96·十四 緑P682 平12 告27·一	告96.八十二
		月の算定回数(介護)	2回以下	介護給付費請求書及び明細書	緑P56 Q20、Q	
	口腔機能向上加算 (介護・介護予防)	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	配置	出勤簿、勤務表、資格証	青P276注10 青P277[注 10]	青P1007ホ 青P1007第2 の7(4)
		言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等によるロー 腔機能改善管理指導計画の作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理 指導計画(参考様式)	緑P79 Q42	
		必要に応じ、ケアマネを通じての主治の歯科医師等へ の情報提供、受診勧奨などの措置	あり		緑P79 Q43	
		歯科受診をしている場合、医療保険の「摂食機能療法」の算定、又は介護保険の「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」	なし			
	緑P836~P840	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	利用者又は家族が同意した旨の記録	緑P79 Q44	
	「口腔機能向上加算等に関する 事務処理手順例及び様式例の提 示について」参照	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員に よる口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理 指導計画(参考様式)	緑P63~ Q45 青P1012問13	
		利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ 等への情報提供	3月ごとに実施	ロ腔機能向上サービスのモニタリ ング(参考様式)		
		定員、人員基準に適合	該当		緑P642 平24 告96·十四 緑P682 平12 告27·一	告96.八十二
		 月の算定回数(介護)	 2回以下	介護給付費請求書及び明細書	緑P56 Q22	

106 通所介護費6/12

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の	
	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から通う者に通所介護 を行う場合 (介護・介護予防)	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通う者については、所定単位を減算する ※「同一建物」とは介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物。 ・建物の1階部分に通所介護事業所がある場合や、建物と渡り廊下等で繋がっている場合は該当。 ・同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は非該当。 ※当該建築物の管理、運営法人が当該通所介護事業所の事業者と異なる場合であっても該当。 ※滅 <u>該の対象は、通所介護事業所と同一連物に居住する者及び同一建物に適所介護を利用する者</u> に限られる。 ・自宅(同一建物に居住する者を除く。)から通所介護事業所へ通い、同一建物に宿泊する場合、この日は減算とならない。 ・同一建物に宿泊した者が通所介護事業所へ通い、自宅(同一建物に居住する者を除く)に帰る場合、この日は減算となる。	□該当	利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当者会議の要点の記録	[注12] 青P282 問55	介護予防 青P1001注6 青P1001 [注6]
		傷病その他やむを得ない事情で送迎を行った場合は、この限りではない。 ※傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、二人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所を当該指定通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られる。ただし、この場合、二人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員といて通所介護計画に記載し、移動介助者及び結果について通所介護計画に記載し、移動介助者及び結果について通所介護計画に記載し、移動介助者及び結果について、記録しなければならない。	□□該当	利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当者会議の要点の記録、送迎の記録		
	生活機能向上グループ 活動加算(介護予防)	同月中に、利用者に、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施 加算のいずれかを算定していない。	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	サービス提供票		青P1002ロ 青P1002~ 第2の7(1)
		イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導 員その他指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所 介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上 の目標を設定した指定介護予防サービス基準第109条に 掲げる介護予防通所介護計画を作成していること。	□ 該当	利用者に関する記録(アセスメン ト等)、介護予防通所介護計画		青P1011~ 問124~128

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類		服酬の解釈の頁 へ 禁る時
	生活機能向上グループ 活動加算(介護予防)	ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。	該当	介護予防通所介護計画、サービス 提供の記録	介護	介護予防
		ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービ スを1週につき1回以上行っていること。	 該当 	介護予防通所介護計画、サービス 提供の記録		
		共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機 能の向上を目的とした活動を行った場合に算定。 *集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の 機能訓練の場合は算定不可。	該当			
		次の1から3までを満たす。	1~3を満たす			
		1 生活機能向上グループ活動の準備	ア、イを満たす			
		ア 日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時 間割を組む。	満たす			
		イ 一のグループの人数は六人以下とする。	満たす			
	0	2 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定 介護職員等が、次のアからエまでに掲げる手順により行う。アからエまでの手順により得られた結果は、介護予防通所介護計画に記録する。	ア〜エを満たす			
		ア 一一要支援状態に至った理由と経緯、二要支援状態となる直前の日常生活上の自立の程度と家庭内での役割の内容、三要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと、四現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容、迅近隣との交流の状況等について把握。利用者から聞き取りのほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るよう努める。	 満たす			
		イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び 到達目標を当該利用者と共に設定する。 到達目標は、概ね二月程度で達成可能な目標とし、概ね一月 程度で達成可能な目標(以下「短期目標」という。)を設定。 到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防 サービス計画と整合性のとれた内容とする。	満たす			

106 通所介護費8/12

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬	州の解釈の頁	
	***************************************	点快争 块		1年心音块	介護	介護予防	
	生活機能向上グループ 活動加算(介護予防)	ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定する。活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援する。	満たす				
		エー(一実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間、 に に実施頻度は1週につき一回以上、 に 実施期間は概ね三月以内。 (一)からに)までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。	満たす				
		3 生活機能向上グループ活動の実施方法	ア〜オを満たす				
		アー生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動 項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかに しておく。	 満たす				
		- イ ー	満たす				
		ウ サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加 した利用者の人数及び氏名等を記録する。	満たす				
			エ 短期目標に応じ、概ね一月ごとに、利用者の当該短期目標 の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客 観的な状況についてモニタリングを行うともに、必要に応じ て、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行う。	満たす			
		オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び2のアの (三) から (五) までの等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する方譲等的方援事業者に報告すること。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするととに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。	満たす				

出状況	点検項目	点検事項	 点検結果	確認書類		酬の解釈の頁
	運動器機能向上加算 (介護予防)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1人以上配置	配置	出勤簿、勤務表、資格証	介護	介護予覧 青P1004/パ 青P1005 第2の7(2)
		医療従事者による当該サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定の実施に基づいた、サービス提供に伴うリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況の把握	あり	アセスメント		
		理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の 者が共同して3月程度の運動器機能向上計画を作成	あり	運動器機能向上計画		緑P60~ Q36~39
		効果、リスク、緊急時の対応と併せて利用者に計画を 説明し同意を得る	あり	同意の記録		
		理学療法士等による運動器機能向上サービスの提供	実施	実施記録	1 /	
		計画の進捗状況の定期的な評価			1 /	
		短期目標に応じたモニタリングの実施	概ね1月毎に実施	運動器機能向上サービスのモニタ		
		長期目標に応じたモニタリングの実施 	 概ね3月毎に実施			
		利用者の運動器の機能を定期的に記録	 あり	アセスメント		
		計画実施期間終了後、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について介護予防支援事業者に報告	あり			
		定員、人員基準に適合	該当			禄P653 平24告96 八十一 緑P697 平12告27 一五
	選択的サービス複数実 施加算 (I) (介護予 防)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔 機能向上サービスの内、2種類のサービスを実施	該当	実施するサービスに該当する各々		青P1008^ 青P1009 第2の7(5
	選択的サービス複数実施加算(II)(介護予防)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔 機能向上サービスの内、3種類のサービスを実施	該当	の加算の確認書類欄を参照	,	/
1	他加昇(Ⅰ)、(Ⅱ)	運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上 加算のいずれも算定していない。	該当		/	緑P1012 問129、問
	共通 (介護予防)	当該加算の算定は(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか。	該当			
		介護予防通所介護を提供した日に、サービスを実施	該当		/	
		が護予防連所が護を提供した日に、サービスを美施 実施する選択的サービスごとに、各サービスの取り扱 いに従い適切に実施。	該当		- /	
		いずれかの選択的サービスを1月につき2回以上実施	該当]/	
		いずれかの選択的サービスを週1回以上実施。	 該当		1	

106 通所介護費10/12

届出状 況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類		の解釈の頁
	事業所評価加算	が大手交	- MIXIII A	100 目 及	介護	介護予防 /緑P653 平2
	(介護予防)	定員、人員基準に適合	該当		/	告96·八十日 緑P697 平1 告27·十五
	緑P847~P855	選択的サービスを利用	実施			緑P847~ P855
	「事業所評価加算に関する事 務処理手順例及び様式例について」参照	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを実施	実施			青P1008ト 青P1009第: の7(6) 緑P85~ Q62~Q68
		前年の1月から12月まで(評価期間)の利用実人員が10名以上	満たす			緑P637 平24告95· 七十四
	サービス提供体制強化加算(I)	1 介護職員のうち介護福祉士の数	4割以上	職員台帳(履歴書)、資格証等	緑P642 平24 告96・十五イ 緑P13 Q4	緑P654 平2 告96·八十3
	(介護・介護予防)	2 前年度(3月を除く)の職員の割合につき、毎年月記録しているか。また、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか。	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	割合についての記録	青P280へ 青P281第2の 7(16) 緑P15 Q11	青P1010 1 同左 緑P15 Q10,Q11
		3 定員、人員基準に適合	該当		緑P682 平12 告27·一	告27·十五
	サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	1 直接処遇職員(生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員)のうち勤続年数3年以上の職員	3割以上	職員台帳(履歴書)、資格証等	緑P642 平24告96· 十五口	緑P654 平24告96· 八十五
	(介護・介護予防)	2 前年度(3月を除く)の職員の割合につき、毎年月記録しているか。また、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか。	適合	割合についての記録	緑P14 Q7、 Q8、Q11	緑P14 Q7、 Q8、Q10、 Q11
		3 定員、人員基準に適合	該当		緑P682 平12 告27·一	緑P697 平1 告27·十五
/	基本単位関係(送迎)	訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定	なし	通所介護計画、サービス提供票	緑P50 Q5、緑	P58 Q28
	サービス種類相互の算 定関係(介護)	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けていない。	 適合 	サービス提供票	青P276注11 青P155 通則(2)	
/	サービス種類相互の算 定関係(介護予防)	介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護 予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅 介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない。	'適合			青P1001注 青P945 通則(2)
/		他の介護予防通所介護を受けていない。	適合			青P1001注5 緑P58 Q26

出状況	X-X L	点検事項		点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
		从快争 垻			::E10-11700	介護	介護予防
	処遇改善加算(I)	(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金 改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善 加算の算定見込み額(※)を上回る賃金改善に関する計画を 策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。		満たす	処遇改善加算計画書、 処遇改善加算届出書、 キャリアパス要件届出書、 その他添付書類	青P188へ(1) 青P189第2の 2(21)	
		(2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並び に当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員 の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を 作成し、全ての介護職員に周知し、県に届け出ていること。		 満たす 		青P1179~P1	1184Q&A
		(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を 実施すること。		満たす			
		(4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告すること。		満たす			
		(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。		満たす			
		(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		満たす			
		(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。		(一)(二)のいずれかに適合			
		(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に 周知していること。		1 - - - - -			
		(二)次に掲げる要件の全てに適合すること a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当 該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		{			
		(8) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。		満たす			
	処遇改善加算(Ⅱ)	イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ (7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。		満たす		青P188へ(2)	青P958/
	処遇改善加算(Ⅲ)	イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること		満たす		青P188へ(3)	青P958

106 通所介護費12/12